

堺市 こども計画



令和7(2025)年3月
堺市

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向等	2
3 これまでの主な取組・成果	2
(1) 妊娠・出産から乳幼児期の子どもと家庭への支援	2
(2) 学齢期・青少年期の子ども・若者と家庭への支援	3
(3) 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援	3
(4) 子どもの健やかな成長を育む環境整備	3
4 計画の位置づけ	4
(1) 計画の性格	4
(2) 本市の関連計画	4
5 計画期間	5
6 計画の対象	5
第2章 堺市のこども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題	6
1 市民ニーズ調査結果及び各種統計データを踏まえた堺市の主な現状	6
(1) 少子化の進展	6
(2) 多様化する保育ニーズ	7
(3) 地域とのつながりの希薄化による孤立	8
(4) 子育て支援サービス・事業の認知度	9
(5) こどもの居場所	10
(6) 若者の将来展望	11
(7) 様々な困難を抱えるこども・若者の増加	13
(8) 外国人の状況	14
(9) こどもの貧困	15
(10) 子育て環境の整備	17
(11) 子育ての経済的・精神的な負担	18
(12) 仕事と子育ての両立	20
2 現状を踏まえた主な課題と取組の方向性	21
第3章 計画の基本的方針	22
1 基本理念	22
2 施策の柱	23
(1) 安心してこどもを生み育てるための支援	23
(2) こどもが健やかに育ち自分らしく成長するための支援	23
(3) 若者の自立と社会参画に向けた支援	23

(4) 様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援	24
(5) 子育てしやすい環境整備	24
3 こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進	25
(1) 地域社会全体への周知・啓発	25
(2) 困難な状況にあるこども・若者の権利擁護	25
(3) 庁内における意識醸成	25
(4) 多様な声を施策に反映させる工夫	25
(5) 様々な手法による意見聴取	25
第4章 こども・子育て支援施策の推進	26
1 施策体系図	26
2 各施策領域における重点的な取組と成果指標	27
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	34
1 提供区域の設定	34
2 教育・保育	35
(1) 教育・保育の利用に係る認定区分	35
(2) 教育・保育に関する施設・事業	35
(3) 教育・保育の提供体制の確保方策に関する基本的な考え方	36
(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	36
(5) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の 推進に関する体制の確保	36
(6) 教育・保育の利用に係る各認定区分の量の見込みと提供体制の確保方策	37
3 地域子ども・子育て支援事業	48
(1) 利用者支援事業	48
(2) 延長保育事業	49
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	49
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所 運営補助事業（障害児保育対策費））	49
(5) 放課後児童対策等事業	50
(6) 子育て短期支援事業	50
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	51
(8) 養育支援訪問事業（子育てアドバイザー派遣事業）	51
(9) 地域子育て支援拠点事業	52
(10) 一時預かり事業	53
(11) 病児保育事業	54
(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	54
(13) 妊婦健康診査	54

(14) 親子関係形成支援事業	55
(15) 子育て世帯訪問支援事業	55
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	56
(17) 産後ケア事業	56
(18) その他	56
第 6 章 計画の推進体制等	57
1 庁内連携	57
2 市民・事業者・関係機関等との連携	57
3 こども・若者の市政参画の促進	57
4 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM	57
5 堺市子ども・子育て会議による進捗管理	57

第 1 章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

近年、少子化に伴う人口減少の加速や高齢化による生産年齢人口の減少が深刻さを増し、市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼしています。

また、世帯構造や家族観の変化といった家庭をめぐる課題や地域とのつながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、さらには、ひきこもり、ヤングケアラー、児童虐待、いじめ、不登校など子ども・若者を取り巻く様々な課題が顕在化しています。

そのような中、子ども・若者の視点に立って、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するため、令和 5（2023）年 4 月に子ども家庭庁が発足し、子ども基本法が施行されました。子ども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現をめざして、子ども政策を総合的に推進することを目的としており、同年 12 月には、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めたこども大綱が策定されました。

子ども基本法では、子ども施策の基本理念として、子ども・若者が年齢及び発達に応じて意見を表明する機会や多様な社会活動に参画する機会が確保されること、また、子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが定められ、同法第 5 条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められています。

本計画は、子ども基本法の考え方を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現のため、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期に至る切れ目のないきめ細かな子ども・子育て支援施策を総合的に推進するものとして策定します。

【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）】

この条約は、18 歳未満の全ての児童（子ども）の権利や自由を尊重し、子どもに対する保護や援助を図り、その健やかな成長や幸せを国際的に保障するために定められた条約です。

条約では、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」4 つの原則	
差別の禁止 （差別のないこと）	子どもの最善の利益 （子どもにとって最もよいこと）
生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）	子どもの意見の尊重 （意見を表明し参加できること）

2 国の動向等

	国の動向	堺市の計画
平成 27 年 (2015)	●子ども・子育て支援新制度施行 ●少子化社会対策大綱策定（第 3 次）	堺市子ども・子育て支援事業計画 ↓ 中間見直し ↓
平成 28 年 (2016)	●子供・若者育成支援推進大綱策定（第 2 次）	
平成 29 年 (2017)	●子育て安心プラン策定 ●新しい社会的養育ビジョン策定	
平成 30 年 (2018)	●新・放課後子ども総合プラン策定	
令和元年 (2019)	●子どもの貧困対策大綱策定	
令和 2 年 (2020)	●少子化社会対策大綱策定（第 4 次） ●新子育て安心プラン策定	堺市子ども・子育て総合プラン (第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画) ↓ 中間見直し ↓
令和 3 年 (2021)	●子供・若者育成支援推進大綱策定（第 3 次） ●こども政策の新たな推進体制に関する基本方針閣議決定	
令和 4 年 (2022)	●こども基本法成立 ●こども家庭庁設置法成立	
令和 5 年 (2023)	●こども家庭庁発足 ●こども基本法施行 ●こども未来戦略方針策定 ●こども大綱閣議決定	
令和 6 年 (2024)	●母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正	
令和 7 年 (2025)		堺市こども計画 (第 3 期堺市子ども・子育て支援事業計画)

3 これまでの主な取組・成果

「堺市子ども・子育て総合プラン（第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画）」に掲げた 4 つの施策の柱に基づき、策定から 5 年間（令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度まで）で実施した主な取組及び成果は、以下のとおりです。

（1）妊娠・出産から乳幼児期の子どもと家庭への支援

- 認定こども園等利用待機児童数が令和 3（2021）年度以降 4 年連続 0 人達成
- 多胎児家庭外出支援事業の開始
- こどもや保護者の交流等の場となる「さかいっこひろば」の運営開始
- 訪問型産後ケア事業の開始
- 認定こども園・保育所・地域型保育事業等を利用する 0～2 歳児のうち、第 2 子以降のこどもの保育料を所得制限なしで市独自に無償化
- 配慮を要するこどもを受け入れる認定こども園・保育所等において、安全・安心な集団保育を可能とするため、職員の雇用に要する費用の補助を拡充

(2) 学齢期・青少年期の子ども・若者と家庭への支援

- いじめ不登校対策支援室を市長事務部に設置し、いじめや不登校などの課題を抱える児童や生徒を支援
- いじめの認知と組織対応を促進することを目的とした「いじめ認知共有システム（i システム）」を導入
- こどもたちの生活習慣の改善やセルフコントロール力の向上、生活環境の変化に伴う不登校の予防のため、希望する小中学校の児童生徒パソコンへの「みんなく AI アプリ」導入や希望する中学生・保護者への睡眠センサーを活用した睡眠改善プログラムを実施
- 「学校のきまりやルール（校則）の見直しガイドライン」を策定し、学校のきまりやルール（校則）の検証・見直しのプロセスにこどもたちが主体的に参画する仕組みを構築
- 1 人 1 台の児童生徒用パソコンと高速大容量の通信ネットワークを整備し、授業や校務などの教育 ICT 化を推進
- 全員喫食制の中学校給食導入に向けて必要な体制や環境の整備、大泉中学校（モデル校）における全員喫食制給食の試行等を実施
- 学校トイレの計画的な全面改修、洋便器化を実施

(3) 特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援

- 経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのない環境を整えるための、大学生等を対象とした奨学金の創設、また、高校生等については、対象学年を全学年に拡大した上で給付額の増額
- 生活困窮世帯の長期間中学校を欠席しているこどもを対象に家庭教師を派遣
- ひとり親家庭等が、時間や場所の制約なく、就業相談から適性診断、求人マッチング、定着支援までを一貫して受けられる『堺市「ひとり親×仕事」サポート LINE』を実施
- ひとり親家庭が、ファミリー・サポート・センターを利用した際の利用料の一部を補助
- ひとり親家庭等に対するファイナンシャル・プランナーによる個別相談の実施
- 家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラー世帯に対する育児や家事等の援助を行う支援員の派遣
- 里親登録増加に重点を置いた「さかい里親 YEAR」等の取組により里親等委託率を向上（令和元（2019）年度末 13.4%→令和 5（2023）年度末 20.4%）
- 増加する児童虐待事案に対応するため児童福祉司及び児童心理司を増員し体制を強化（令和元（2019）年度 50 人→令和 6（2024）年度 101 人）
- SNS を活用した児童虐待防止相談窓口の開設（大阪府・大阪市・堺市共同運営）
- 警察との虐待通告情報全件共有により連携体制を強化（令和 3（2021）年度から）

(4) 子どもの健やかな成長を育む環境整備

- さかい子ども食堂ネットワーク形成支援により、市内 92 小学校区における子ども食堂の開設校区数が増加（令和 2（2020）年度末 37 校区→令和 5（2023）年度末 62 校区）
- さかい子育て応援アプリに保育施設の条件検索機能を追加
- 放課後児童対策等事業に係る待機児童数が令和 3（2021）年度以降 4 年連続 0 人達成
- 中学校への不審者侵入防止策としてオートロックシステム、防犯カメラの整備を実施
- 女性が活躍できる職場環境の向上に注力する企業の情報発信や働き方改革セミナー等の実施

4 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

こども基本法第 10 条に規定する市町村こども計画として、本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総括するものであり、その他の法令に基づくこども・子育てに関する次の計画と一体のものとして策定しています。

- 子ども・子育て支援法に基づく**市町村子ども・子育て支援事業計画**
- 次世代育成支援対策推進法に基づく**次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）**
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく**市町村子ども・若者計画**
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく**自立促進計画**
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく**こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画**

また、市町村こども計画は、こども基本法第 10 条において、国が策定するこども大綱と都道府県こども計画を勘案して定めるよう努めるものとされており、こども大綱には、同法第 9 条に基づき、以下の内容が含まれます。

- 少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項各号に掲げる事項

(2) 本市の関連計画

本市の市政運営の大方針である「堺市基本計画 2025」「堺市 SDG s 未来都市計画」を上位計画とし、関連計画との整合を図りながら策定しています。また、計画の推進に当たっては、関連計画に掲載される事業との連携・調和を図りながら取り組みます。

<堺市基本計画 2025>

市政運営の大方針である「堺市基本計画 2025」において、「未来を創るイノベティブ都市～変化を恐れず、挑戦・創造しつづける堺～」の都市像のもとに、5 つの分野別の重点戦略の 1 つとして「将来に希望が持てる子育て・教育～Children's future～」を掲げています。

<堺市 SDGs 未来都市計画>

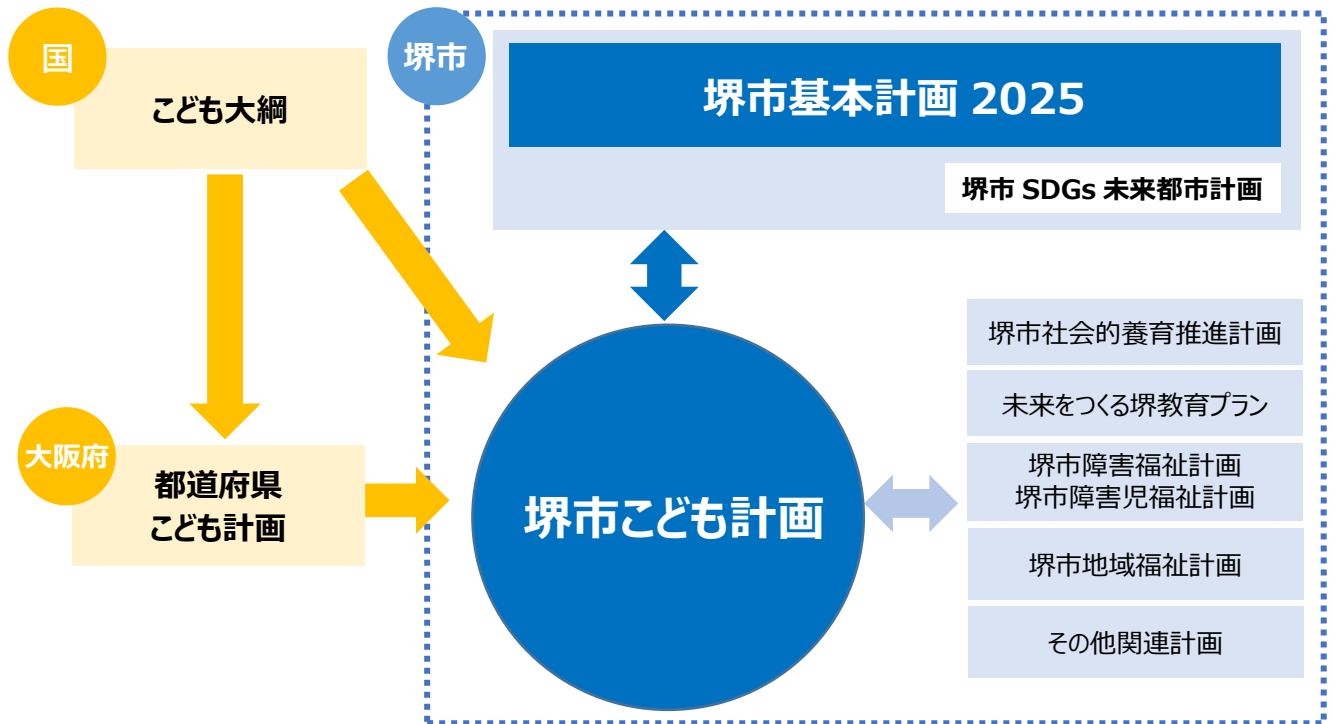
SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された国際社会の普遍的目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現するため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の目標（ゴール）とその下に 169 のターゲットが定められており、全ての国、あらゆるステークホルダーが取り組むべき目標とされています。

本市では、「堺市 SDGs 未来都市計画」を策定し、SDGs のゴール達成に向けた具体的な取組を推進しています。

【SDG s の 17 の目標（ゴール）】



【計画の体系図】



5 計画期間

令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に法改正や制度変更、社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行います。

6 計画の対象

こども基本法に規定する「こども」「若者」「子育て当事者」を計画の対象とします。

なお、同法において「こども」とは、心身の発達の過程にある者と規定されています。

0～5 歳	6～12 歳	13～18 歳	19～29 歳	30～39 歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
こども				
		若者		

第2章 堺市のこども・若者、子育て家庭を取り巻く現状と課題

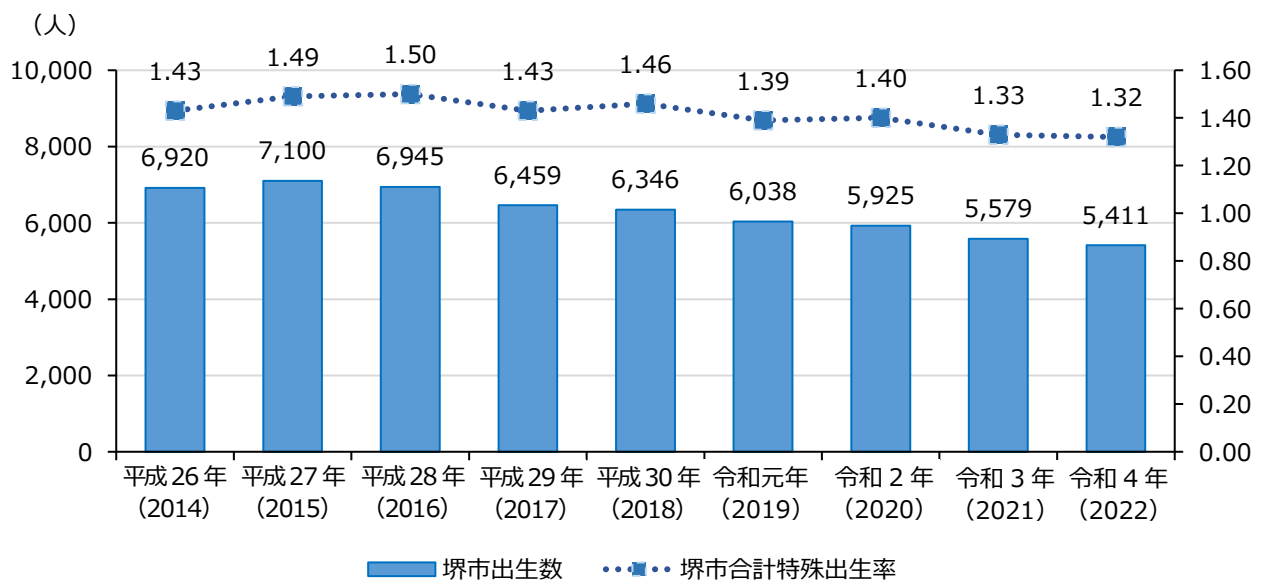
1 市民ニーズ調査結果及び各種統計データを踏まえた堺市の主な現状

(1) 少子化の進展

- 出生数は減少傾向が続いており、令和4（2022）年の出生数は5,411人にまで減少しています。一方、合計特殊出生率（※）は、全国や大阪府を上回って推移しています。【図1-1、図1-2】

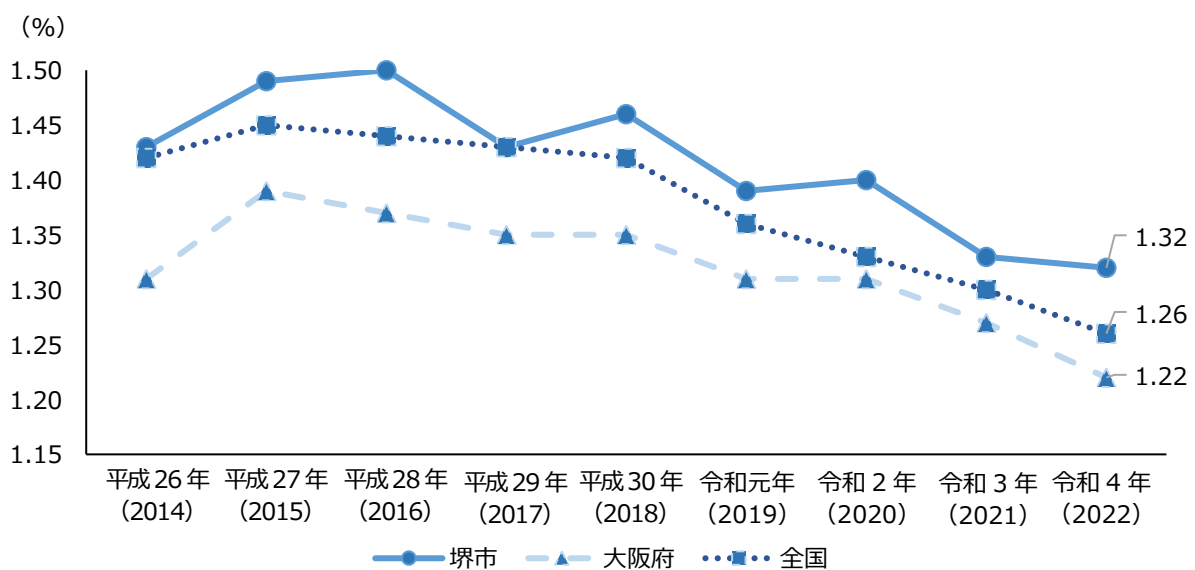
※合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当

【出生数・合計特殊出生率の推移 図1-1】



資料：堺市調べ

【合計特殊出生率の比較 図1-2】

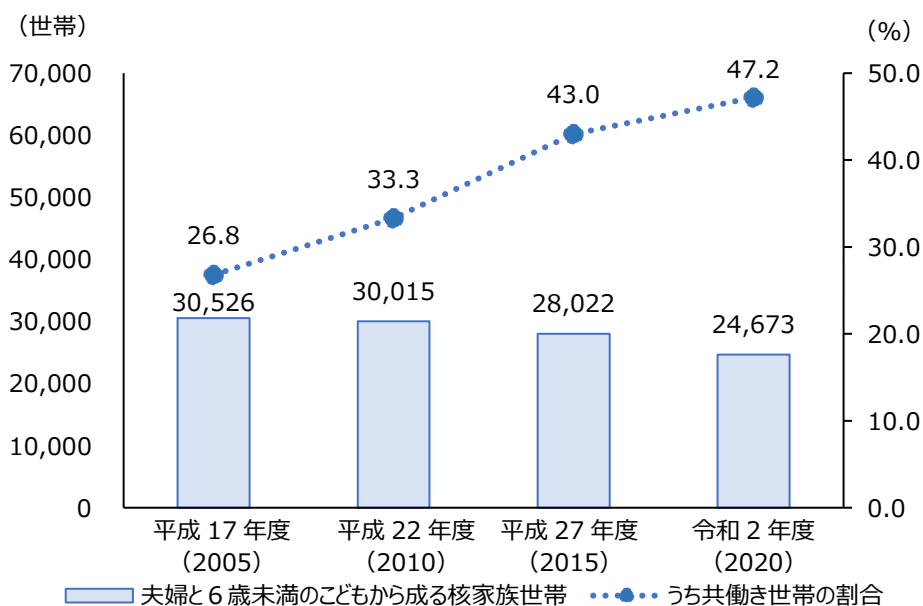


資料：厚生労働省「人口動態統計」、堺市調べ

(2) 多様化する保育ニーズ

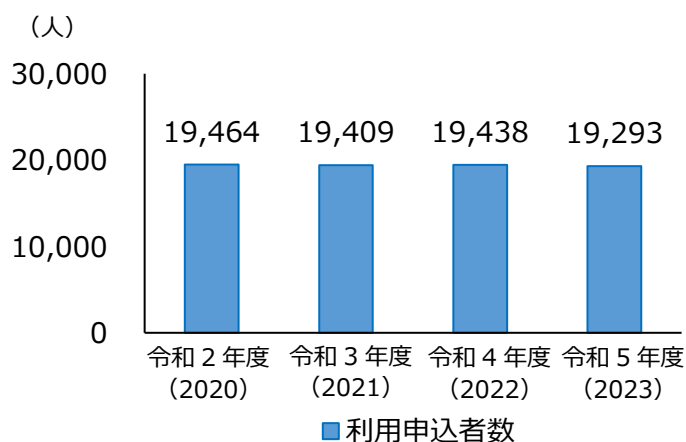
- 共働き世帯の増加や勤務形態の変化などにより保育ニーズは増加しており、また、障害のある幼児の受入などをはじめ、そのニーズは多様化しています。【図 2-1】
- 認定こども園等の利用申込者数は横ばい傾向ですが、保育施設等を利用する障害児等の特別支援児数は増加傾向です。【図 2-2、図 2-3】

【共働き世帯の割合推移 図 2-1】



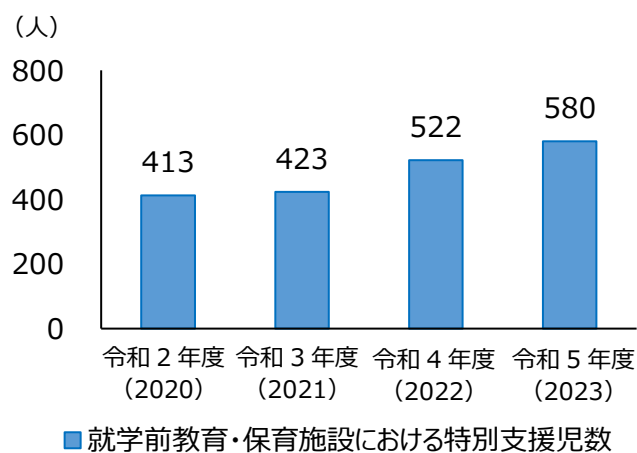
資料：国勢調査

【認定こども園等の利用申込者数 図 2-2】



資料：堺市調べ

【就学前教育・保育施設における特別支援児数※ 図 2-3】

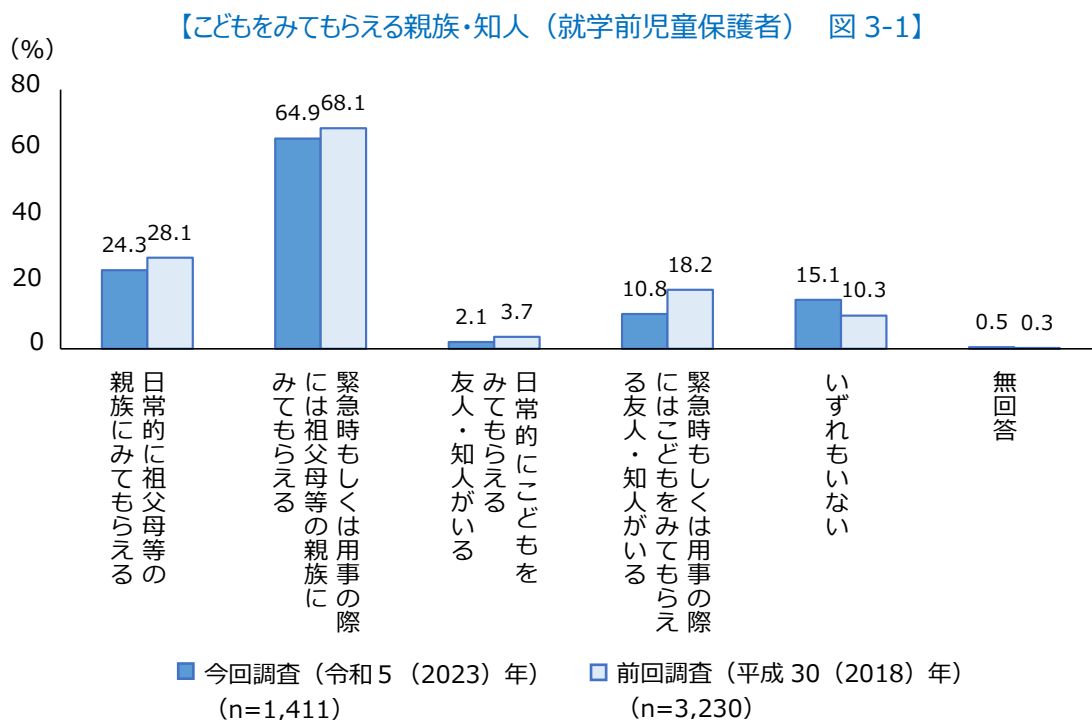


※認定こども園・保育所・地域型保育事業における特別支援保育対象児数の年間延べ人数

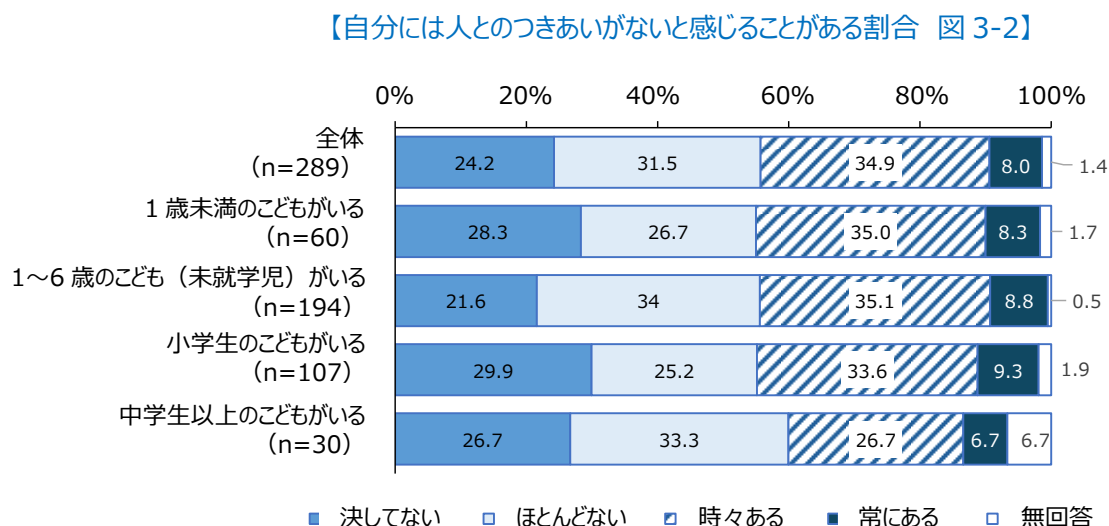
資料：堺市調べ

(3) 地域とのつながりの希薄化による孤立

- 子どもをみてもらえる親族・知人は前回調査（平成 30（2018）年）と比べて減少傾向で、「いずれもない」の割合が増加しています。【図 3-1】
- 子育て世帯の 4 割以上が「自分には人とのつきあいがないと感ずることがある」と回答しています。【図 3-2】



資料：堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）

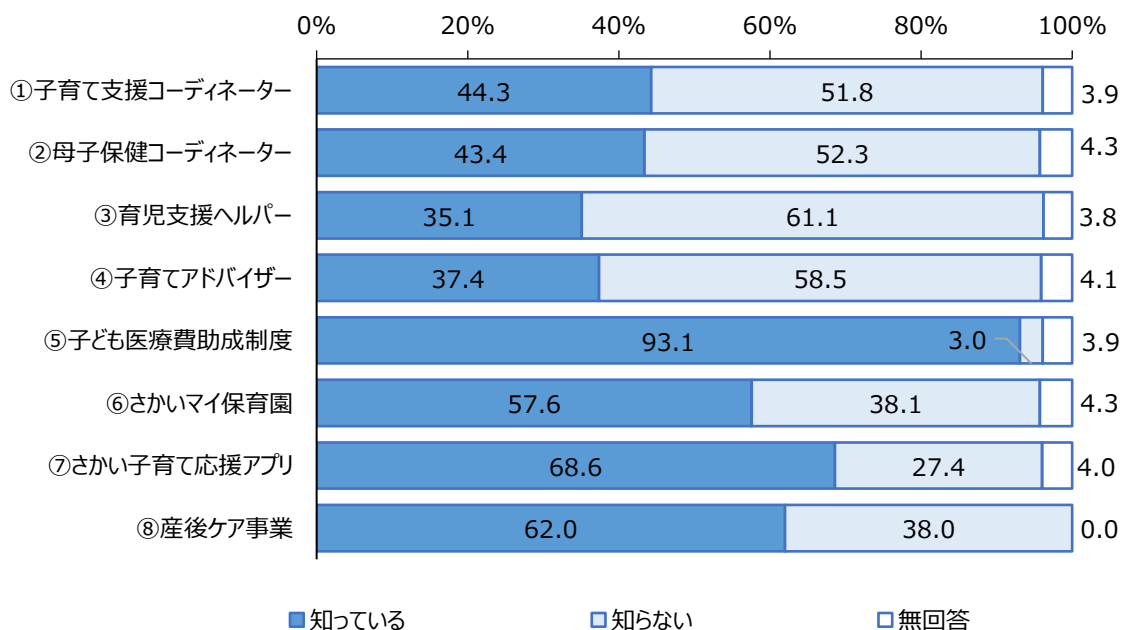


資料：堺市子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査（令和 5（2023）年）

(4) 子育て支援サービス・事業の認知度

- 認知度を調査した子育て支援サービス・事業のうち、子ども医療費助成制度の認知度は約 9 割と高い一方、4 事業（子育て支援コーディネーター、母子保健コーディネーター、育児支援ヘルパー、子育てアドバイザー）は半数を下回っています。【図 4】

【子育て支援サービス・事業の認知度 図 4】



資料：①～⑦ 堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）
⑧ 堺市調べ

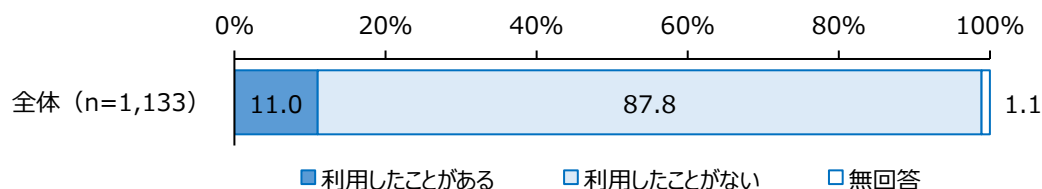
【現状を踏まえた主な課題】

- 多様化する保育ニーズへの対応、教育・保育の質の向上
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場の充実
- 子育て支援施策の認知度の向上

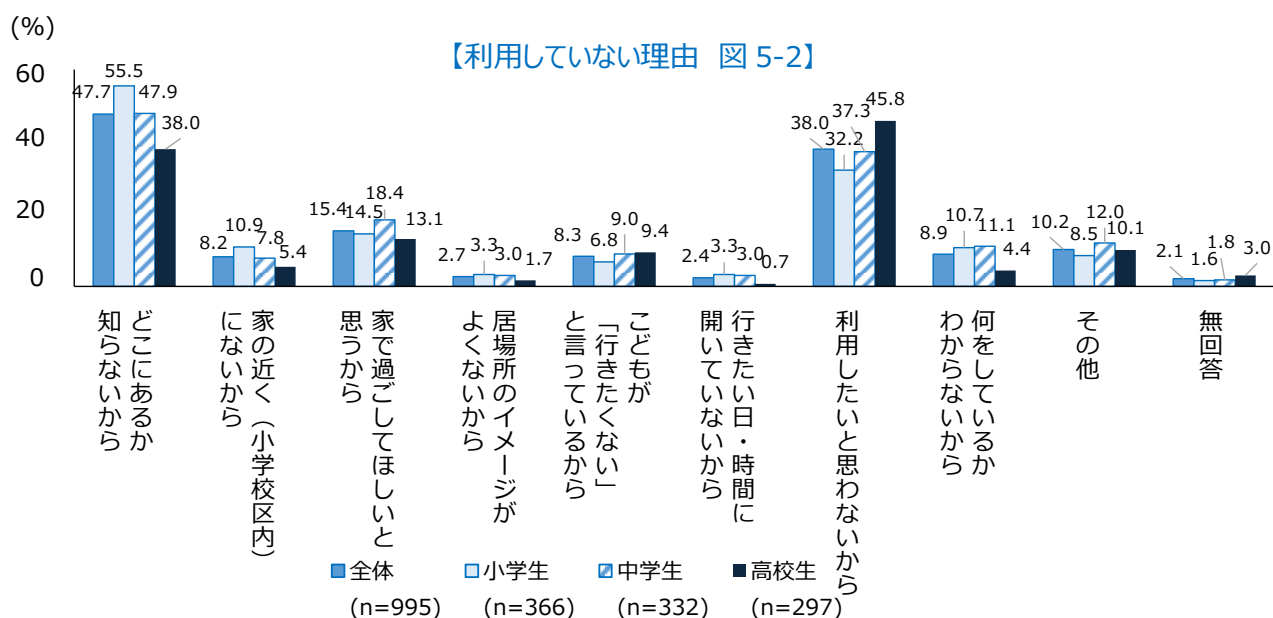
(5) こどもの居場所

- 自宅や学校以外の地域の居場所の利用経験は、「利用したことがない」方の割合が約 9 割と高く、「どこにあるかわからないから」が最も多い理由です。【図 5-1、5-2】
- 家族と図書館、美術館、博物館、音楽鑑賞など文化的な施設や行事に行く機会は、「ほとんどない・まったくない」と回答した割合が約 7 割と高い値です。【図 5-3】

【自宅や学校以外の地域の場所の利用経験（こども・若者本人）図 5-1】

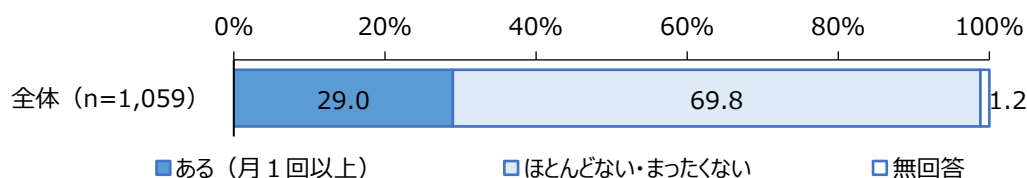


資料：堺市子どもの生活に関する実態調査（令和 5（2023）年）



資料：堺市子どもの生活に関する実態調査（令和 5（2023）年）

【家族と図書館、美術館、博物館、音楽鑑賞など文化的な施設や行事に行く機会 図 5-3】



資料：堺市子どもの生活に関する実態調査（令和 5（2023）年）

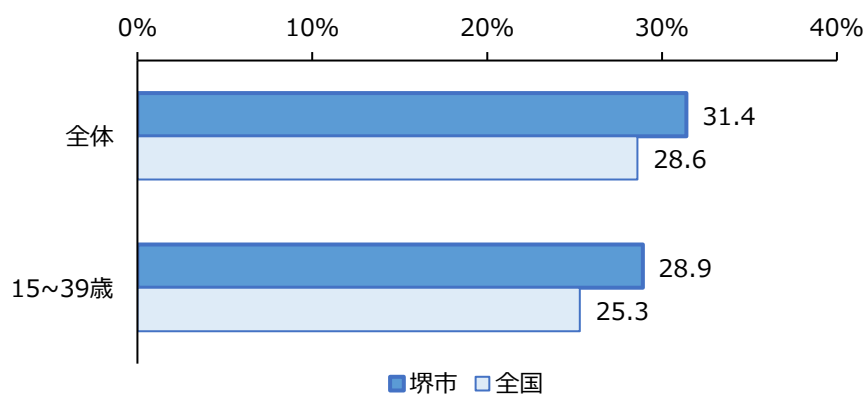
【現状を踏まえた主な課題】

- こども・若者がライフステージに応じて安全・安心に過ごせる居場所の整備と認知度の向上
- 多様な学びや体験機会の確保及び充実

(6) 若者の将来展望

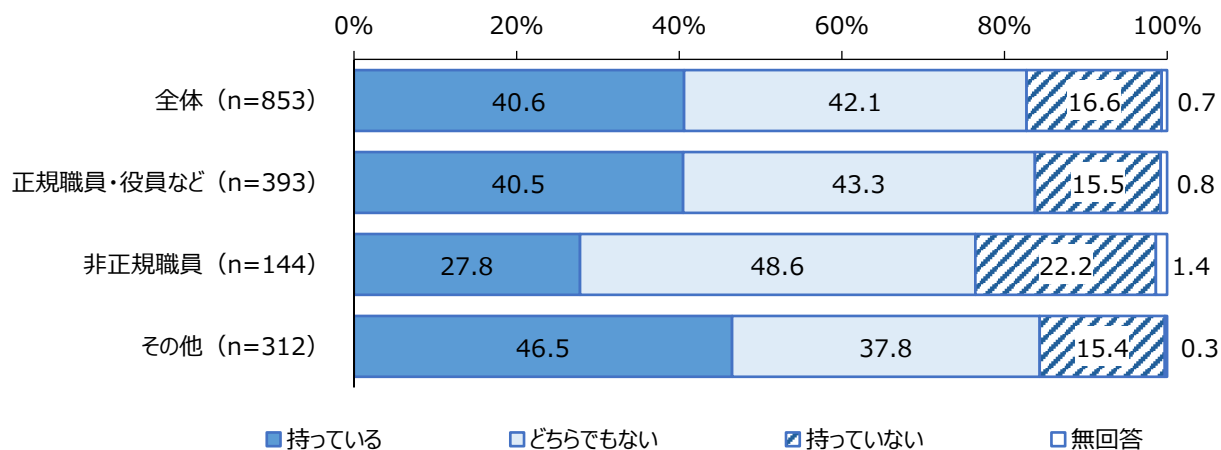
- 本市の15歳以上就業者における派遣労働者及びパート・アルバイト等の割合は全国と比べて高く、15歳～39歳の若者は全体と比べてその差が大きくなっています。【図 6-1】
- 「将来に希望を持っている」と回答したこども・若者の割合は約4割と低く、非正規職員の場合はさらに低く3割を下回っています。【図 6-2】

【15歳以上就業者における派遣労働者及びパート・アルバイト等の割合（令和2（2020）年） 図 6-1】



資料：国勢調査

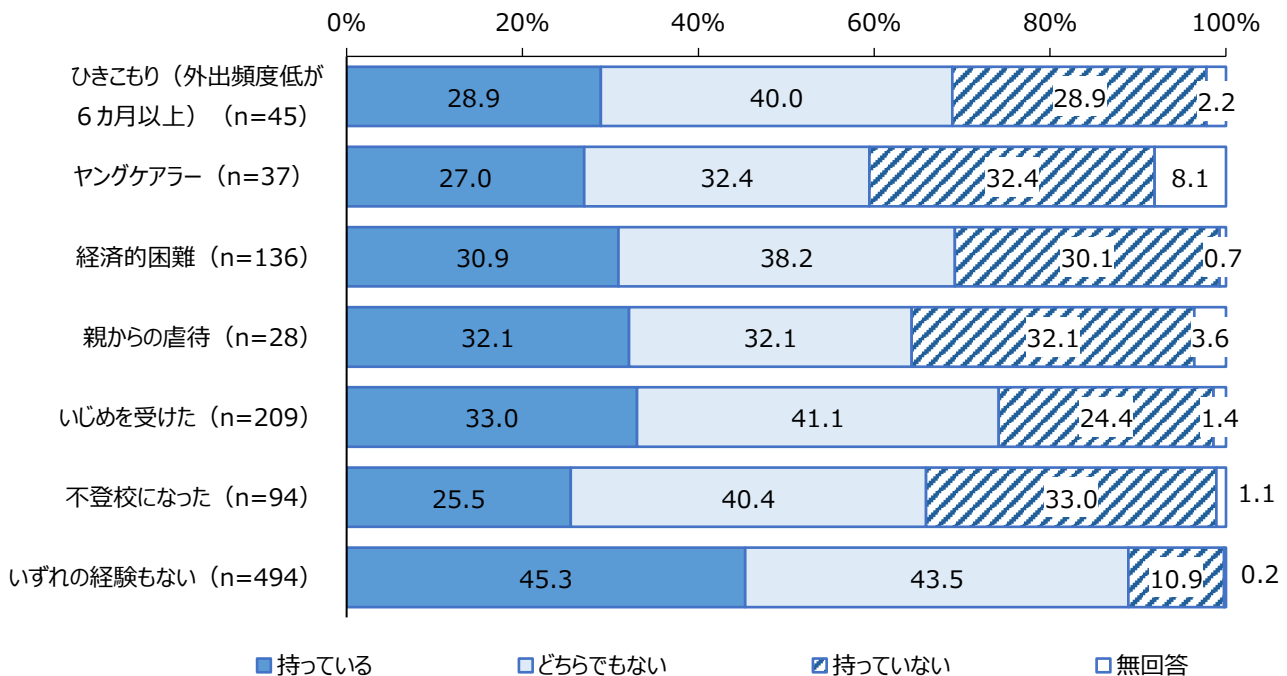
【将来への希望の有無（雇用形態別） 図 6-2】



資料：堺市子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査（令和5（2023）年）

- 成人するまでに虐待、ひきこもり、ヤングケアラー、いじめ、不登校等を経験した方は、いずれの経験もない方と比べて「将来に対する希望を持っていない」の割合が高い値です。【図 6-3】

【将来に対する希望の有無（困難な経験別） 図 6-3】



資料：堺市子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査（令和5（2023）年）

【現状を踏まえた主な課題】

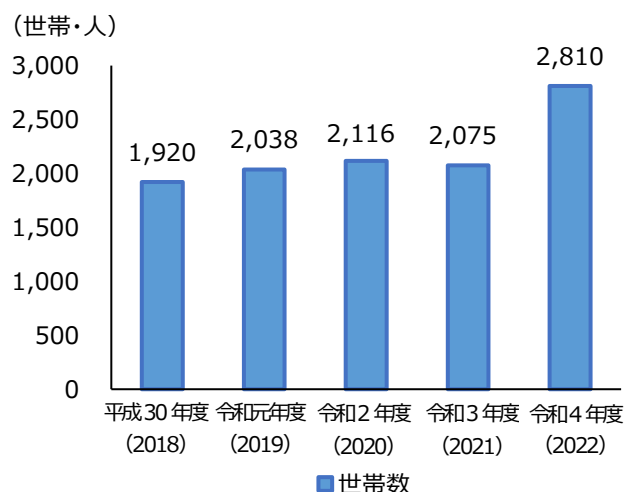
- 不安定な雇用形態やひきこもり等の様々な理由により、将来のライフプランを描けていない若者への支援
- ひきこもりやニート等、支援を必要とするこども・若者を相談窓口につなげるための効果的な周知

(7) 様々な困難を抱えるこども・若者の増加

- 児童虐待通告件数、堺市ユースサポートセンター（※）への新規相談者数・相談件数、いじめ認知件数及び不登校児童生徒数は増加傾向です。【図 7-1、7-2、7-3、7-4】

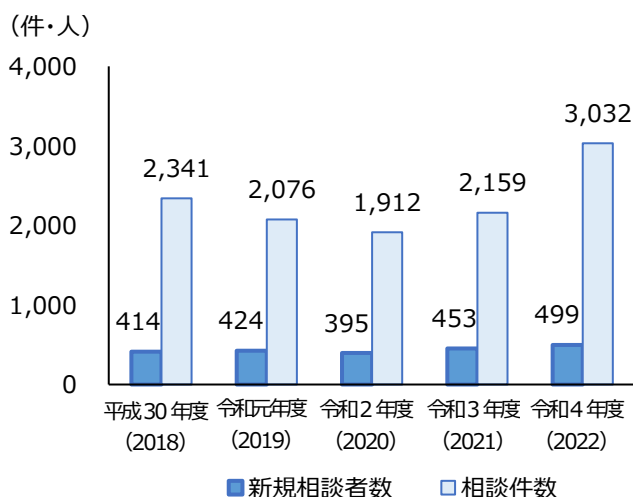
※堺市ユースサポートセンター：不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、ニート、非行などのこども・若者及びその保護者・関係者からの相談・支援を行っている場所

【児童虐待通告件数の推移 図 7-1】



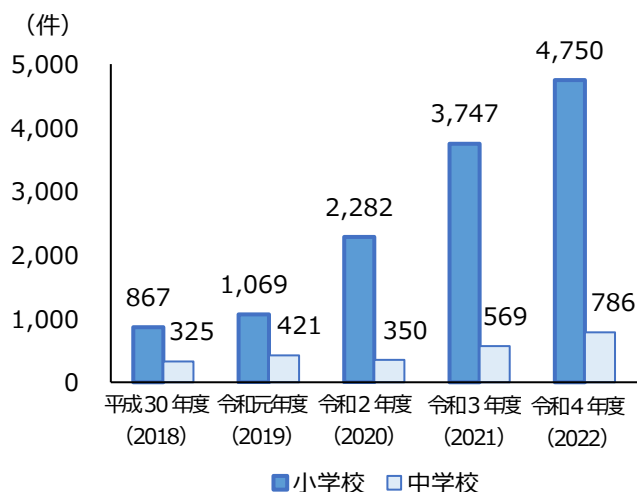
(資料) 堺市調べ

【堺市ユースサポートセンターにおける
新規相談者数・相談件数の推移 図 7-2】



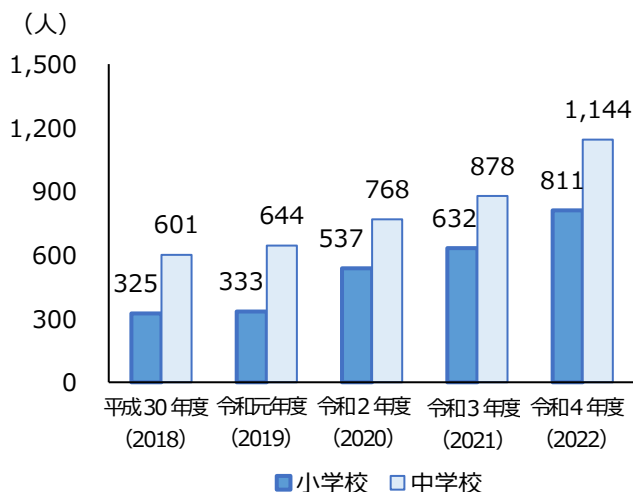
(資料) 堺市調べ

【いじめ認知件数の推移 図 7-3】



(資料) 堺市調べ

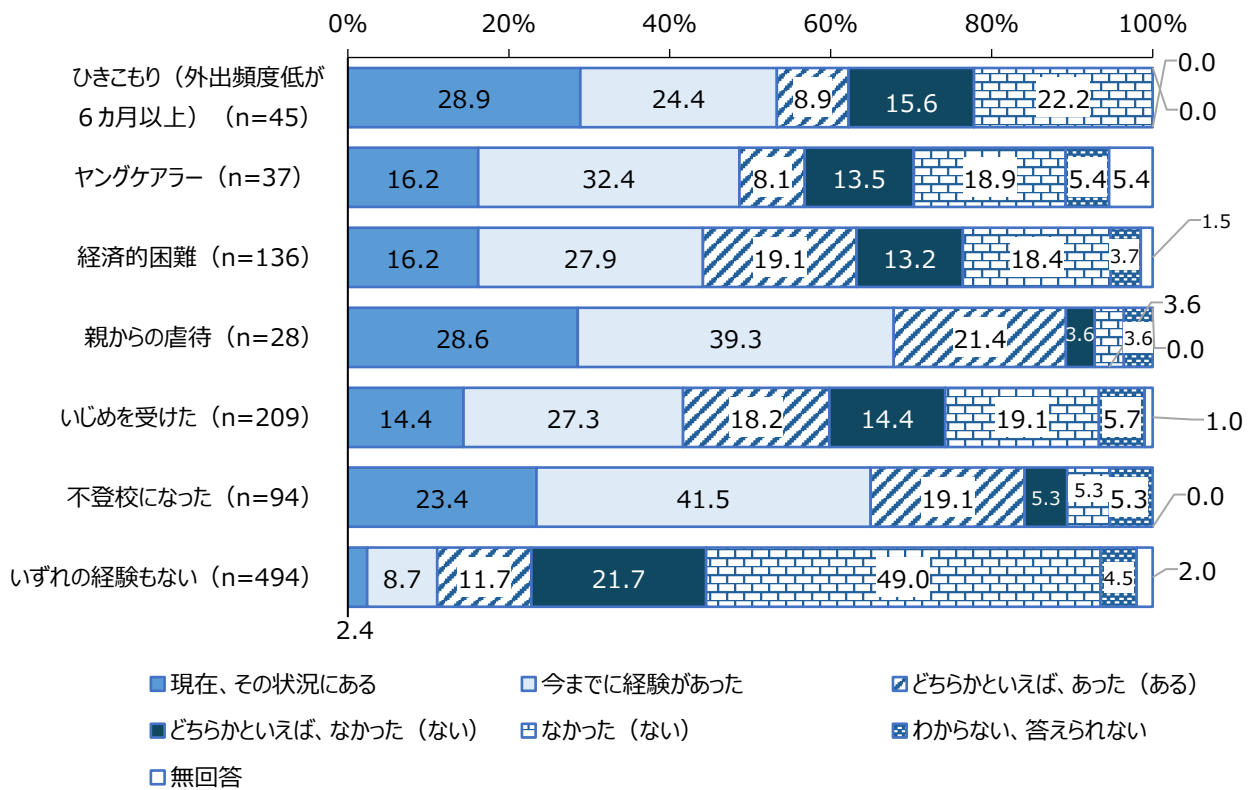
【不登校児童生徒数の推移 図 7-4】



(資料) 堺市調べ

- 成人するまでに虐待、ひきこもり、ヤングケアラー、いじめ、不登校等を経験した方は、いずれの経験もない方と比べて「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった」の割合が高い値です。【図 7-5】

【社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験（困難な経験別） 図 7-5】

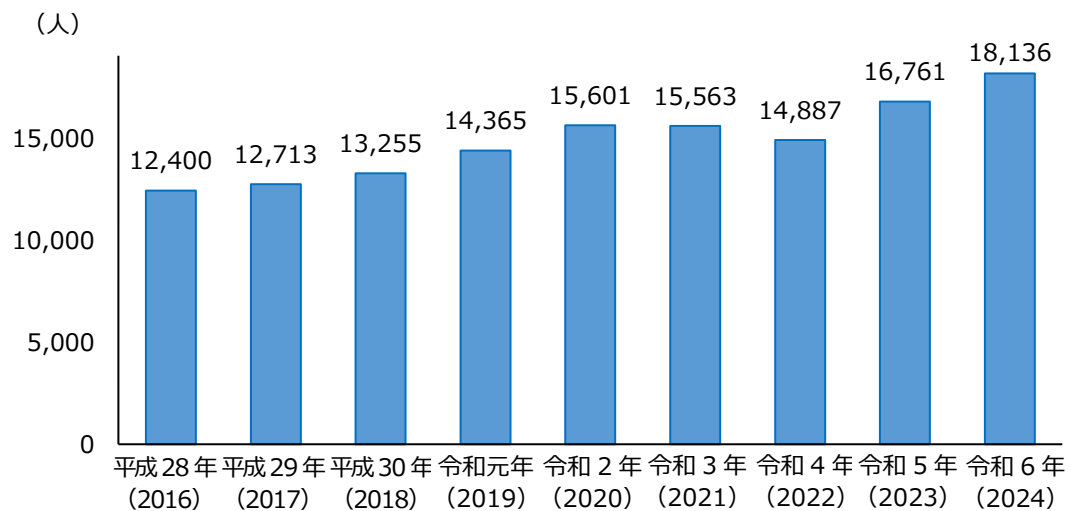


資料：堺市子ども・若者の意識及び少子化社会に関する調査（令和 5（2023）年）

（8）外国人の状況

- 本市の住民基本台帳における外国人登録人口の推移は増加傾向にあり、令和 6（2024）年は 18,136 人です。【図 8】

【外国人登録人口の推移 図 8】



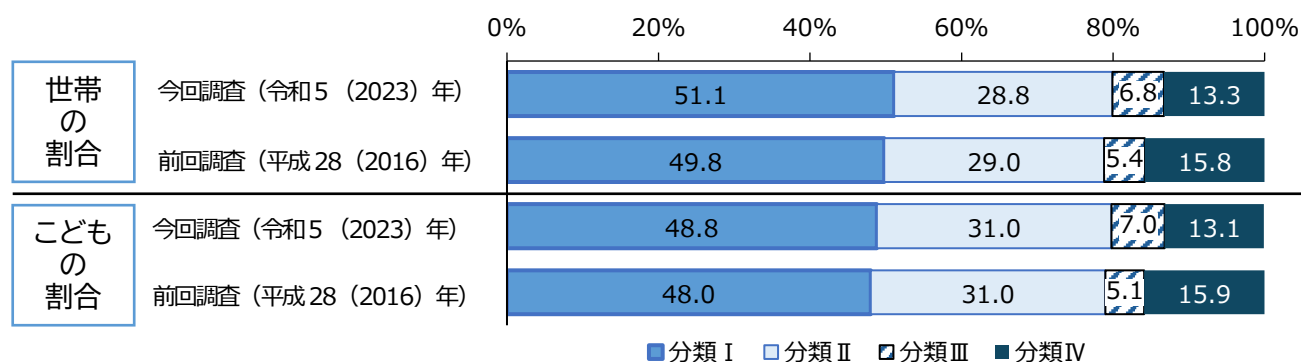
資料：堺市「住民基本台帳人口」（各年 3 月末）

(9) こどもの貧困

- 市民ニーズ調査の等価可処分所得別の集計では、相対的貧困状態にある世帯（分類Ⅳ）の割合は前回調査（平成 28（2016）年）と比べて改善傾向です。【図 9-1】
- 世帯別でみると、全体やふたり親世帯と比べてひとり親世帯の方が相対的貧困（分類Ⅳ）である割合が高く、特に母子世帯では半数以上の世帯が相対的貧困状態です。【図 9-2】

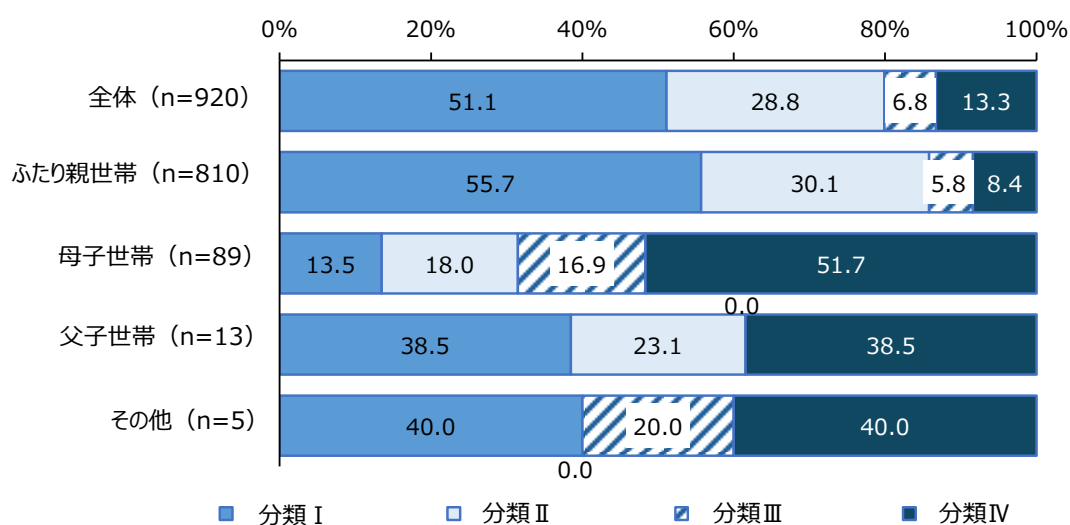
【等価可処分所得の定義及び分布 図 9-1】

	等価可処分所得の範囲
分類Ⅰ	等価可処分所得の中央値（2023 年 274.2 万円、2016 年 235 万円）以上の層
分類Ⅱ	等価可処分所得の中央値未満で、中央値の 60%以上の層
分類Ⅲ	等価可処分所得の中央値の 50%以上 60%未満の層
分類Ⅳ	等価可処分所得の中央値の 50%未満の層（貧困線未満）



資料：堺市子どもの生活に関する実態調査（令和 5（2023）年）

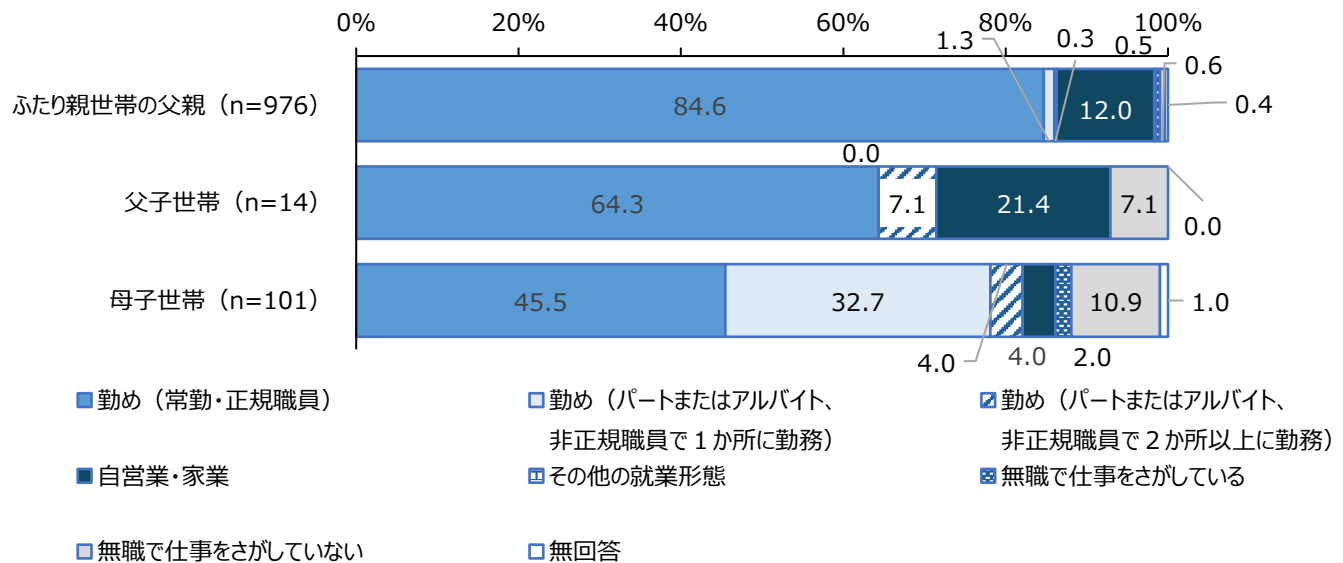
【世帯別での等価可処分所得の分類 図 9-2】



資料：堺市子どもの生活に関する実態調査（令和 5（2023）年）

- 世帯主の雇用形態を比較すると、母子世帯は正規社員の割合が半数を下回っており、困窮度が高い要因の1つです。【図 9-3】

【世帯別での世帯主の雇用形態 図 9-3】



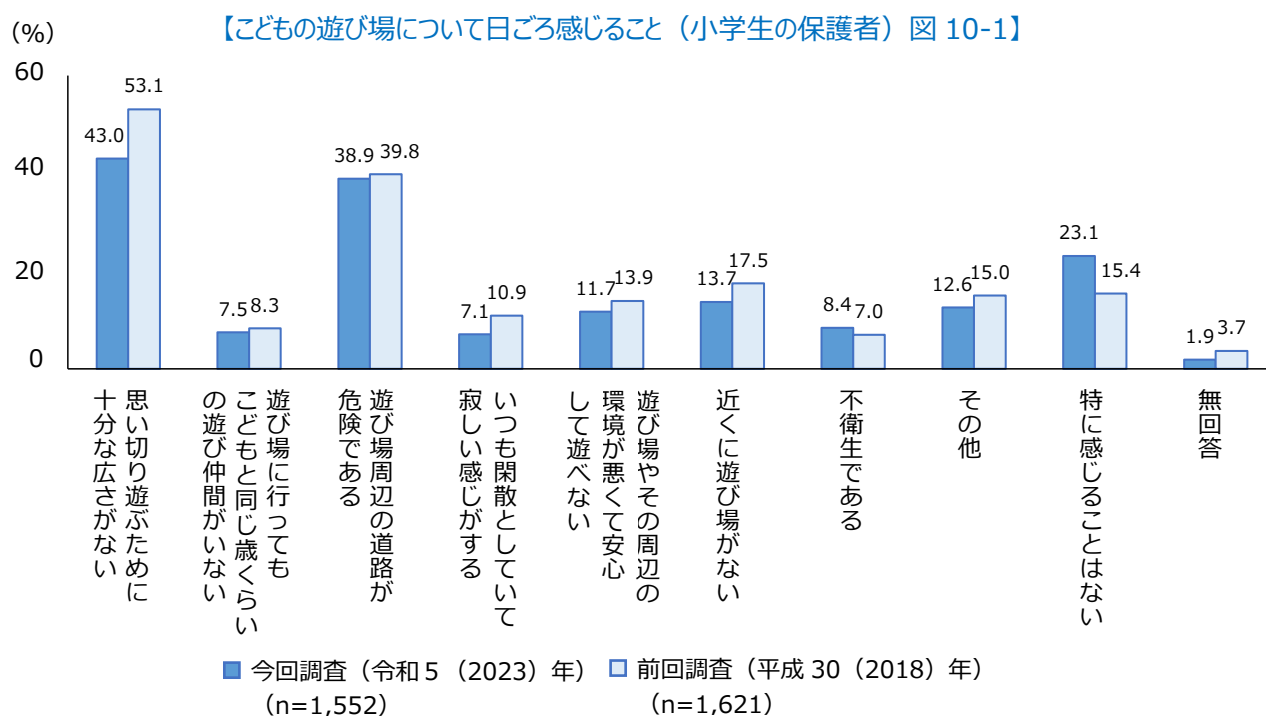
資料：堺市子どもの生活に関する実態調査（令和5（2023）年）

【現状を踏まえた主な課題】

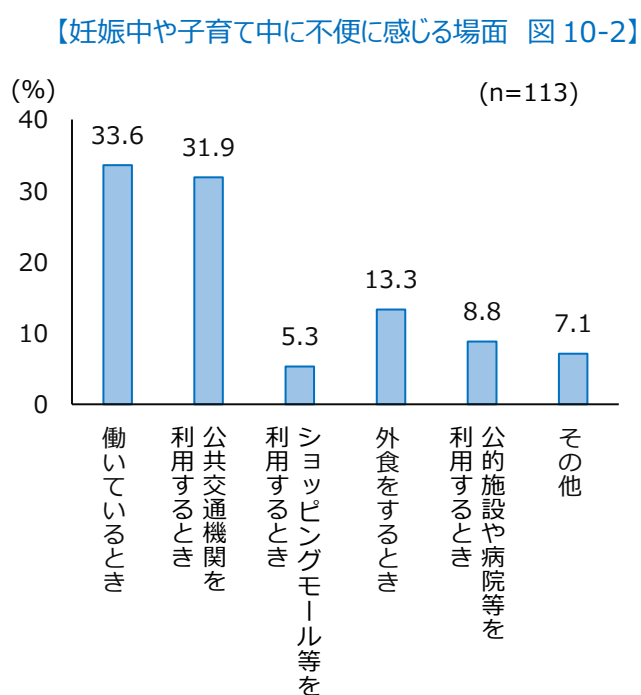
- いじめや不登校の未然防止・早期発見・適切な対応及び組織的な対応の徹底
- 児童虐待事案に対応するための人材確保と育成
- 虐待の早期発見及び関係機関との切れ目のない連携強化
- 支援を必要とするこども・若者や家庭を相談窓口につなげるための効果的な周知
- 支援が必要な人を発見し、積極的につながる仕組みの構築
- ひとり親世帯の生活の早期安定及び精神的・経済的な自立に向けた、可能な限り早期での適切な情報提供や支援

(10) 子育て環境の整備

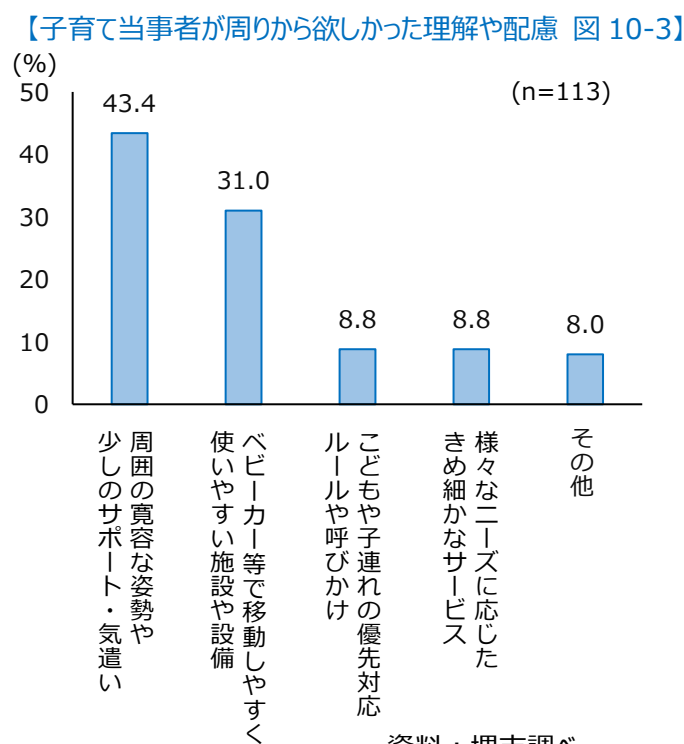
- こどもの遊び場について日ごろ感じることは、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」「遊び場周辺の道路が危険である」と回答した小学生の保護者がそれぞれ約 4 割です。【図 10-1】
- 妊娠中や子育て中に不便を感じる場面は、「働いているとき」が最も多く、次いで「公共交通機関を利用するとき」です。【図 10-2】
- 子育て当事者が周りから欲しかった理解や配慮は、「周囲の寛容な姿勢や少しのサポート・気遣い」が最も多く、次いで「ベビーカー等で移動しやすく使いやすい施設や設備」です。【図 10-3】



資料：堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）



資料：堺市調べ

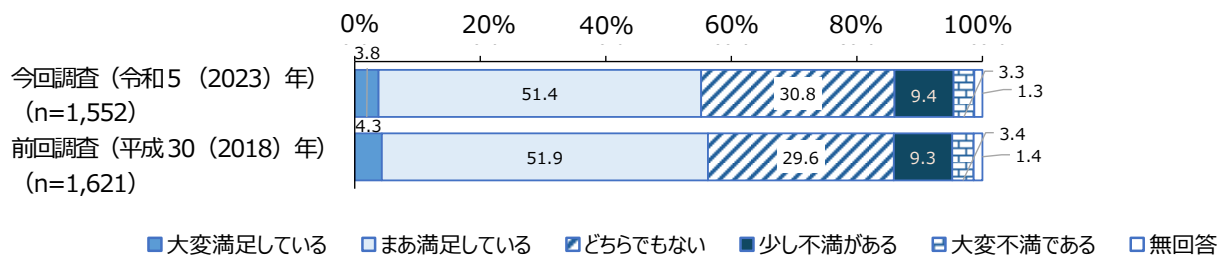


資料：堺市調べ

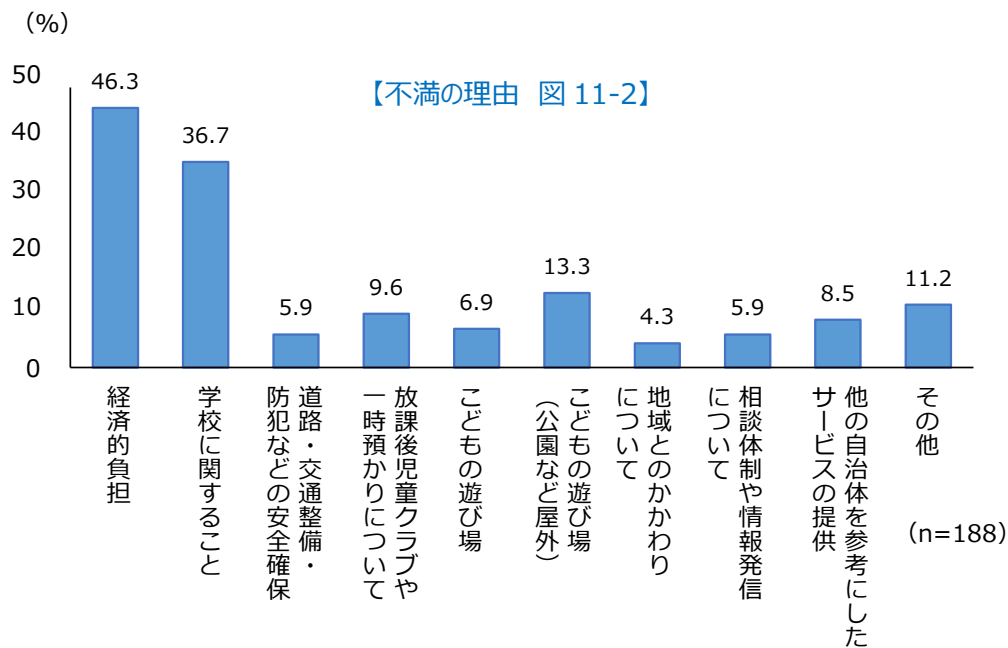
(11) 子育ての経済的・精神的負担

- 「堺市の子育て環境」について半数以上の方が満足していると回答していますが、約 1 割の方が不満があると回答しています。「不満がある理由」において、約半数の方が「子育てにかかる経済的負担」と回答しています。【図 11-1、11-2】

【堺市の子育て環境についての満足度 図 11-1】



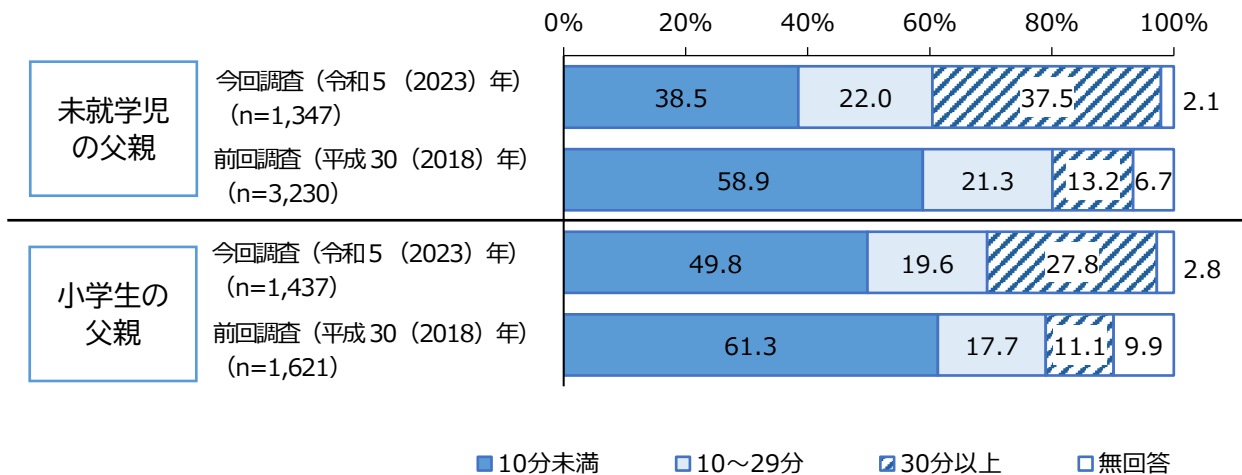
資料：堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）



資料：堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）

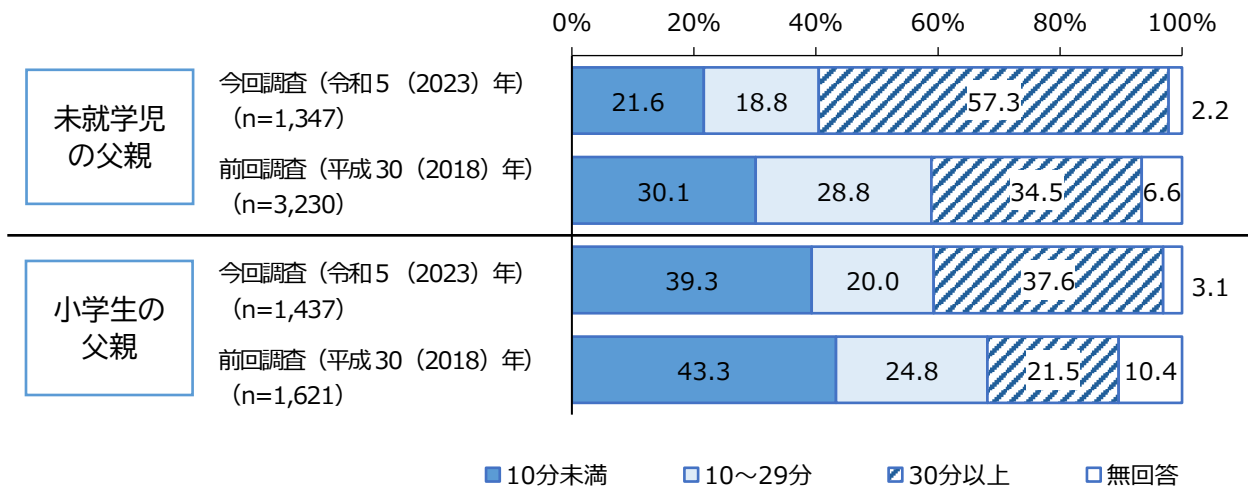
- 前回調査（平成 30（2018）年）と比べて父親の平日における家事・育児時間ともに増加していますが、依然として 30 分以上家事をしている男性が 4 割を下回っています。【図 11-3、図 11-4】

【父親の家事時間（平日） 図 11-3】



資料：堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）

【父親の育児時間（平日） 図 11-4】



資料：堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）

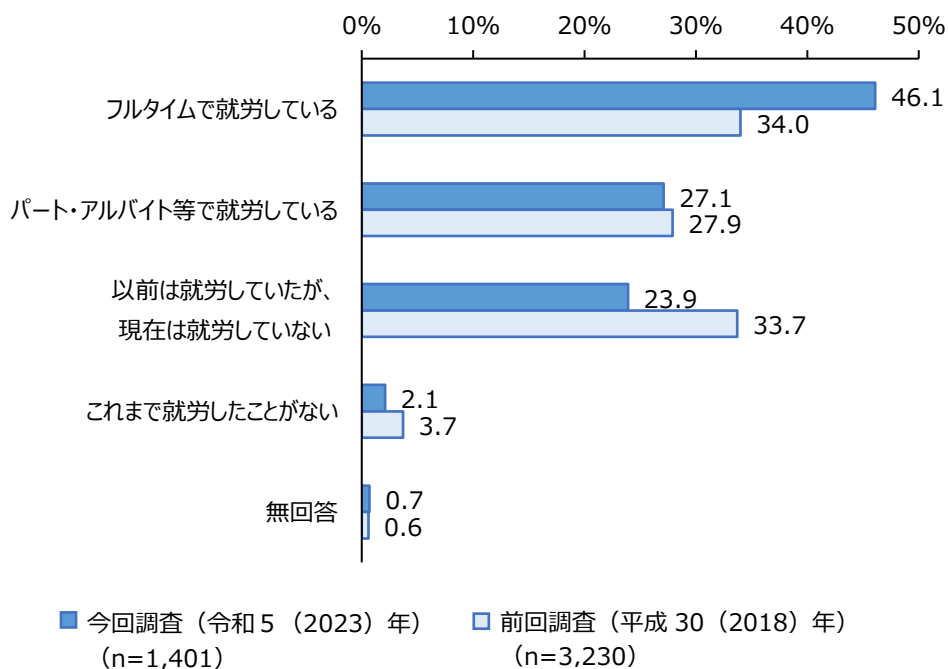
(12) 仕事と子育ての両立

- 前回調査（平成 30（2018）年）と比べてフルタイムで就労している母親の割合が増加しています。

【図 12-1】

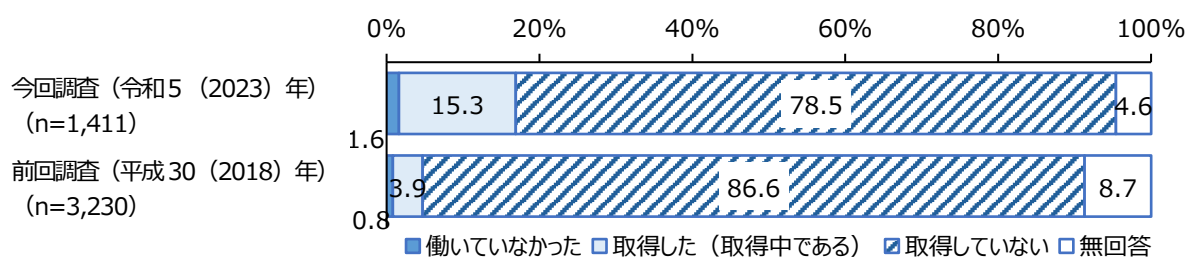
- 父親の育児休業取得率は前回調査と比べて増加しているものの、2 割を下回っています。【図 12-2】

【母親の就労状況（未就学児の保護者）図 12-1】



資料：堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）

【父親の育児休業取得状況（小学生の保護者）図 12-2】



資料：堺市子ども・子育て支援に関する調査（令和 5（2023）年）

【現状を踏まえた主な課題】

- 国の動向や子育て家庭の実態を踏まえた適切な支援による経済的負担の軽減
- 地域社会全体で子育て当事者を支える気運の醸成
- 性別にかかわらず家事・育児等への参画意識の向上
- 子育てと仕事の調和を図った就労環境の整備

2 現状を踏まえた主な課題と取組の方向性

<主な課題>

<取組の方向性>

- 多様化する保育ニーズへの対応、教育・保育の質の向上
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場の充実
- 子育て支援施策の認知度の向上

**安心して子どもを
生み育てるための支援**

- 多様な学びや体験機会の確保及び充実
- いじめや不登校の未然防止・早期発見・適切な対応及び組織的な対応の徹底
- こども・若者がライフステージに応じて安全・安心に過ごせる居場所の整備と認知度の向上

**こどもが健やかに育ち
自分らしく
成長するための支援**

- 不安定な雇用形態やひきこもり等の様々な理由により、将来のライフプランを描けていない若者への支援
- ひきこもりやニート等、支援を必要とするこども・若者を相談窓口につなげるための効果的な周知

**若者の自立と
社会参画に向けた支援**

- 児童虐待事案に対応するための人材確保と育成
- 虐待の早期発見及び関係機関との切れ目のない連携強化
- 支援を必要とするこども・若者を相談窓口につなげるための効果的な周知
- 支援が必要な人を発見し、積極的につながる仕組みの構築

**様々な支援を
必要とする
こどもと家庭への支援**

- 国の動向や子育て家庭の実態を踏まえた適切な支援による経済的負担の軽減
- 地域社会全体で子育て当事者を支える気運の醸成
- ひとり親世帯の生活の早期安定及び精神的・経済的な自立に向けた、可能な限り早期での適切な情報提供や支援
- 性別にかかわらず家事・育児等への参画意識の向上
- 子育てと仕事の調和を図った就労環境の整備

**子育てしやすい
環境整備**

第3章 計画の基本的方針

1 基本理念

基本理念

全てのこども・若者が、将来に希望を持ち 安心して自分らしく成長できる界の実現

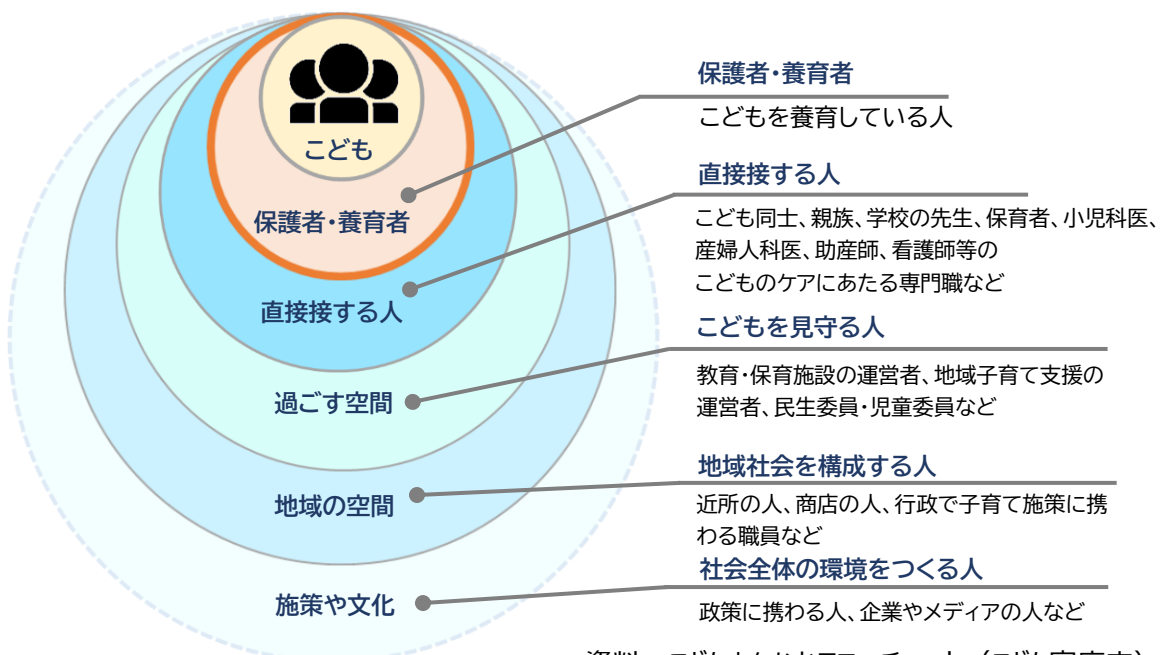
趣旨

- 全てのこども・若者が個人としてその人権を尊重され、自らの意見を表明できるようになることで、ありのままの自分を受け容れて自己肯定感を持つことができ、自分らしく成長しながら社会に参画できる
- 地域社会全体でこどもの健やかな育ちを支えることで、夢や希望を持つてのびのびとチャレンジし、未来を切り拓く力を育むことができる
- 差別や虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力など、困難な状況では助けられ、孤立や貧困に陥ることなく、安心して成長できる

<基本理念の実現に向けて>

下記を踏まえ、こども・若者を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが必要です。

- ▶ 常にこども・若者の最善の利益を第一に考えること
- ▶ こども・若者・子育て支援に関する取組・施策を社会のまんなかに据えること
- ▶ こども・若者を権利の主体として認識すること
- ▶ こども・若者の視点で、こども・若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れること
- ▶ こども・若者の権利を保障し、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させること



資料：こどもまんなかフローチャート（こども家庭庁）参照

2 施策の柱

基本理念を実現するため、次の5つの施策の柱を掲げ、妊娠・出産期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期に至る切れ目のないきめ細かなこども・子育て支援施策を推進します。

(1) 安心してこどもを生み育てるための支援

【妊娠・出産期から乳幼児期まで】

妊娠・出産期から乳幼児期は、育児への不安や負担感が特に生じやすい時期であり、母親の健康状態とこどもの成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、産前・産後のきめ細かな支援と母子保健の取組など、安心して出産・子育てができるよう支援を行います。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、質の高い教育・保育サービスを提供します。

【関連する施策領域】

- 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備
- 多様な教育・保育サービスの体制確保
- 個性豊かに育つための幼児期までの教育・保育の推進

(2) こどもが健やかに育ち自分らしく成長するための支援

【学童期・思春期】

こどもが安全・安心に過ごしながらか主体的に学び、将来を担う若者として健やかに成長できる環境整備を推進します。

また、こどもが自信を持ち、自分らしく成長できるよう、多様な体験活動の機会や、家庭・学校以外の居場所での人とのつながりをつくり、健全な成長に向けた環境整備を推進します。

【関連する施策領域】

- 学童期・思春期における健やかな成長への支援
- 多様な体験活動の推進と教育環境の整備
- いじめ・不登校対策支援
- こどもの居場所形成

(3) 若者の自立と社会参画に向けた支援

【青年期】

若い世代の雇用と所得を安定させることで、経済的基盤の確保をめざします。加えて、将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境整備を推進します。

また、企業、学校等の関係機関と連携し、若者が居場所などを通じて社会とのかかわりを自覚しながら、自立した個人として成長できるよう支援します。

【関連する施策領域】

- 若者の就労支援
- 再チャレンジできる仕組みの構築
- 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援

(4) 様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援

【ライフステージ共通】

貧困、児童虐待、障害など、こどもとその家庭が抱える個々の状況を把握し、必要なときに必要なサービスを受けられる体制を確保します。

また、こどもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送れるよう、こどもの成長過程全体を通じて支援します。

【関連する施策領域】

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
- 児童虐待ゼロをめざした取組と社会的養育の推進
- 障害のあるこどもと家庭への支援
- 外国につながるこどもと家庭への支援
- ヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策
- 複合化・複雑化した課題を抱えるこども・若者と家庭への支援

(5) 子育てしやすい環境整備

【子育て当事者】

家庭と社会が相互に養育力を補完し高め合い、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるよう、子育てしやすい環境整備を推進します。

【関連する施策領域】

- 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
- 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備
- 子育てと仕事の両立等に向けた環境の整備
- ひとり親家庭の自立への支援と共同養育の推進
- 安全・安心な子育て環境の整備

3 こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進

これまで大人が中心であった社会を「こどもまんなか社会」へ変えるため、こども・若者を支援の対象としてとらえるだけでなく権利の主体として認識し、ともに社会をつくるパートナーとしてその意見を聴き、施策に反映させることが重要です。

こども・若者の意見の施策反映や社会参画促進によって、こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策をより実効性のあるものにできます。

こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては、民主主義の担い手の育成に資することになります。このことから、学校教育における主権者教育の推進も重要です。

また、こども・若者を含む社会全体がこども・若者の権利について理解を深め、差別や虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力などの権利侵害からこども・若者を守る必要があります。

本市では、こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組を以下のとおり推進します。

(1) 地域社会全体への周知・啓発

保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこども・若者の健やかな育ちにかかわる大人のほか、広く市民に対しても、こども・若者の権利及び意見表明権について周知・啓発します。

また、こども・若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。

(2) 困難な状況にあるこども・若者の権利擁護

差別や虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力などにより権利を侵害されたこども・若者の声を聴き、必要な支援等につなげるため、関係機関と連携して取り組みます。

また、支援を必要とするこども・若者を相談窓口につなげるための効果的な周知を行います。

(3) 庁内における意識醸成

こども基本法第 11 条に規定されるこども施策の策定・実施・評価に当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずること等の考え方について、職員への理解促進及び浸透を図ります。組織全体として、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見聴取の取組が着実に行われるよう、好事例の横展開等を実施します。

(4) 多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア、非行などをはじめとした困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者、外国につながるこどもなど、様々な状況にあって声を聴かれにくいこども・若者の意見が施策に反映されるよう、意見聴取に際し十分な配慮や工夫を行います。

(5) 様々な手法による意見聴取

- 対面やオンラインでの意見交換、SNS を活用したチャット形式の意見交換
- インターネットによるアンケート、こども・若者の居場所を通じたアンケート
- こども・若者が参加しやすいよう工夫したパブリックコメント
- 審議会・懇談会等へのこども・若者の参画

第4章 こども・子育て支援施策の推進

1 施策体系図



2 各施策領域における重点的な取組と成果指標

1 安心してこどもを生み育てるための支援【妊娠・出産期から乳幼児期まで】

1-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

子育てへの不安や負担感が特に生じやすい妊娠・出産期から乳幼児期において、安全で安心して出産や子育てができる環境を整備し、産前から産後のきめ細かな支援や母子保健の取組を推進します。

<重点的な取組>

妊産婦・乳幼児等の保健指導 各種健康診査の実施 堺市出産・子育て応援事業
産後ケア事業 乳児家庭全戸訪問事業 多胎児家庭外出支援事業 救急医療対策事業
こどもの医療費助成の実施 相談・支援機能の充実 など

1-2 多様な教育・保育サービスの体制確保

保育ニーズの増大と多様化に対応するため、一時預かりや病児保育、保育士確保などに取り組み、多様で質の高い教育・保育サービスを提供する体制を確保します。

<重点的な取組>

病児保育事業 子育て関連施設的环境改善 教育・保育の提供体制の確保
延長保育事業 一時預かり事業 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
医療的ケア児の受入 保育士等の確保 など

1-3 個性豊かに育つための幼児期までの教育・保育の推進

幼児期は、こどもの健全な心身の発達と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、それぞれの発達段階に応じて、個性を大切に伸ばす教育・保育を推進します。

<重点的な取組>

幼児教育・保育の維持・向上のための研修の実施 幼児教育・保育の研究実践の推進
円滑な幼保小の接続 幼児期における性教育の推進 など

成果指標		現在値（R5）	目標値（R11）
地域の子育て支援事業（※1）について 知っていると答えた未就学児童の保護者の割合		49.8%（※2）	70.0%
設定理由	妊娠・出産期から乳幼児期における母子保健の取組や子育て支援の認知度の向上は、出産や子育てへの安心の向上につながる。		

※1 子育て支援コーディネーター、母子保健コーディネーター、育児支援ヘルパー、子育てアドバイザー、さかいマイ保育園、産後ケア事業、さかい子育て応援アプリ

※2 上記※1に記載する7事業の認知度の平均値

2 こどもが健やかに育ち自分らしく成長するための支援【学童期・思春期】

2-1 学童期・思春期における健やかな成長への支援

学齢期のこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、食育、健康教育、性教育等の取組を推進します。

<重点的な取組>

学校における性教育の推進 保健指導の推進 人権学習の推進 食育の推進
全員喫食制中学校給食の実施 睡眠教育の推進 など

2-2 多様な体験活動の推進と教育環境の整備

こどもの持つ好奇心や社会性、思いやりの心を育むため、多様なニーズに応じた体験活動を推進します。また、こどもが安心して主体的に学び、健やかに成長できる教育環境を整備します。

<重点的な取組>

総合的な学力の育成 英語教育の推進 教育 ICT 化の推進 体力向上の推進
学校群を中心としたマネジメント体制の構築 スポーツ・文化芸術に触れる機会の創出
青少年センター及び青少年の家の管理運営 堺市立ビッグバン管理運営
人権ふれあいセンター（あいてらす堺）の管理運営 など

2-3 いじめ・不登校対策支援

いじめや不登校の未然防止・早期発見・適切な対応に向け、関係機関と連携した組織的な対応を行います。また、不登校児童生徒に対する多様な学びの場の確保・充実に向けた取組を推進します。

<重点的な取組>

未然防止と早期発見・適切な対応支援 関係機関と連携した組織的な対応 相談体制の充実
学びとつながりの機会確保 など

2-4 こどもの居場所形成

様々な家庭環境で育つこどもたちが、放課後や週末等に地域の身近な場所で、安心して過ごせる居場所や多様な体験ができる環境整備を推進します。

<重点的な取組>

さかい子ども食堂ネットワーク構築事業 区におけるこどもの居場所形成の推進
子どもの学習・生活支援事業 など

成果指標		現在値（R6）	目標値（R11）
「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合		小 6 84.0% 中 3 83.3%	小 6 90.0% 中 3 90.0%
設定理由	学校や地域における多様な教育・体験活動等を通して、児童生徒の自己肯定感・自己有用感が育まれ、心身の健やかな成長につながる。		

3 若者の自立と社会参画に向けた支援【青年期】

3-1 若者の就労支援

若者の社会的・職業的自立に向け、キャリアカウンセリングや就労体験などを実施し、個々の若者に寄り添った伴走支援を行います。

<重点的な取組>

さかい JOB ステーション事業 障害のある若者の就労支援
働くことに悩みを抱えている若者の就労支援 など

3-2 再チャレンジできる仕組みの構築

ひきこもり等の様々な理由で社会生活に困難を抱える若者が早期に適切な支援につながるよう、関係機関等と連携しながら相談支援等を行います。

<重点的な取組>

ひきこもり等への相談支援 地域支援ネットワークの構築 さかい JOB ステーション事業（再掲）
地域就労支援事業 など

3-3 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援

結婚、妊娠、出産、子育てなどを希望する若者が、今後のライフプランを描きかけとなる取組を推進します。

<重点的な取組>

妊娠、出産、子育てなどについて理解を深める機会の提供
おおさか結婚応援ネットワーク会議への参画 など

成果指標		現在値（R5）	目標値（R11）
「将来に対して希望を持っている」と答えた こども・若者の割合		40.6%	80.0%
設定 理由	将来に対して希望を持つことで、チャレンジ意欲が高まり、若者の自立と社会参画の促進につながる。		

4 様々な支援を必要とする子どもと家庭への支援【ライフステージ共通】

4-1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

貧困により、こどもが適切な養育、教育、医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他こどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

<重点的な取組>

貧困の連鎖防止に向けた幼児教育や学校教育等の教育支援 保護者やこどもの生活支援
ひとり親家庭や困窮家庭の保護者等への就労支援 地域就労支援事業（再掲）
各種手当等の経済的支援 など

4-2 児童虐待ゼロをめざした取組と社会的養育の推進

重大な児童虐待ゼロをめざし、地域の子育て支援と連携した虐待防止や虐待相談対応体制の強化など、児童虐待の予防と早期発見・迅速対応に向けた取組を推進します。また、里親やファミリーホーム等の家庭養護の充実やそこで生活するこどもたちの意見聴取等によりこどもの権利擁護を図るなど社会的養育の取組を推進します。

<重点的な取組>

家庭養護（里親・ファミリーホーム）の推進 家庭的な養育環境の整備
一時保護所におけるこどもの権利擁護や個別的ケアの確保
児童養護施設等退所者等支援 要保護児童対策地域協議会の設置 意見表明等の支援 など

4-3 障害のある子どもと家庭への支援

障害児とその家庭が身近な地域で相談や療育等を受けられる体制の充実、発達障害のあるこどもの早期発見と早期支援の取組を推進します。

<重点的な取組>

専門的な療育や相談体制の充実 医療的ケア児、発達障害のあるこども等の受入
保育士等への専門研修の実施 こどもリハビリテーションセンターの管理運営
障害児とその家庭への経済的支援 など

4-4 外国につながる子どもと家庭への支援

外国人登録人口の増加や国籍の多様化が進む中、日本語を母語としない保護者のもとで暮らすこどもやその家庭が教育や保育サービス等を円滑に利用でき、安心して子育てができるよう支援します。

<重点的な取組>

各種冊子等の外国語版の作成・配付 外国人児童生徒等への支援
多文化交流プラザ・さかいの管理運営 など

4-5 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー当事者が、自身や家庭のことを相談できる窓口を設置します。また、ヤングケアラー当事者にかかわる機関が連携し、個々の課題に応じて福祉・介護・医療等の支援やサービスにつなげ、ヤングケアラーの負担軽減を図ります。

<重点的な取組>

ヤングケアラー世帯への訪問支援 ヤングケアラー相談窓口の設置
介護・医療・教育等に従事する職員への研修の実施 など

4-6 こども・若者の自殺対策

自殺予防教育、電話・SNS 等を活用した相談体制の整備など総合的な取組を推進します。

＜重点的な取組＞

自殺の予防につながる教育プログラムの充実 関係機関と連携した組織的対応
相談体制の充実 など

4-7 複合化・複雑化した課題を抱えるこども・若者と家庭への支援

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、こどもや若者の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を推進します。

＜重点的な取組＞

重層的支援体制整備事業 堺市子ども・若者支援地域協議会の設置
ユースサポートセンターの設置 など

成果指標		現在値（R5）	目標値（R11）
社会生活や日常生活を円滑に送れていると思う こども・若者の割合		55.7%	75.0%
設定 理由	様々な支えを必要とするこどもと家庭の支援をすることで、社会生活や日常生活を円滑に送れるようになり、身体的・精神的・社会的に幸せな状態の創出につながる。		

5-1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

医療費や保育料等の負担軽減、子育て世帯・多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。

<重点的な取組>

堺市出産・子育て応援事業（再掲） 児童手当の支給 児童扶養手当の支給
こどもの医療費助成の実施（再掲） 多胎児家庭外出支援事業（再掲）
保育料等の負担軽減 学校給食費無償化の段階的な実施 など

5-2 地域社会全体で支え合う子育て環境の整備

核家族が中心となっており、地域のつながりの希薄化が進む中、子育てへの不安や負担を保護者だけで抱え込むことがないよう、こどもを取り巻く地域、施設、学校、企業等、社会全体でこどもの成長を見守り、支え合える環境を整備します。

<重点的な取組>

子育て支援情報発信事業 みんなの子育てひろば事業 さかいマイ保育園事業
ファミリー・サポート・センター事業 さかいチャイルドサポーター育成事業
さかい子育て応援団事業 など

5-3 子育てと仕事の両立等に向けた環境の整備

働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進により、男性の家事や子育てへの参画を推進し、子育て当事者が子育てと仕事や多様な社会参画を両立できる環境を整備します。

<重点的な取組>

パパの育児教室の実施 延長保育事業（再掲） 一時預かり事業（再掲）
放課後児童対策等事業 女性の就職支援・非正規雇用者の転職支援
さかいJOBステーション事業（再掲） など

5-4 ひとり親家庭の自立への支援と共同養育の推進

ひとり親家庭は、不安定雇用や養育費確保の問題から経済的に厳しく、育児・家事でも困難を抱えている場合が多いことから、家庭の状況に応じた子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、生活の安定と向上のための自立支援の取組を推進します。また、様々な事情に配慮しつつ、こどもに対する養育の権利、義務の認識を広め、共同養育に資する取組を推進します。

<重点的な取組>

個々の状況に応じた多様な就業支援 資格取得や学び直しの支援 養育費確保のための支援
母子・父子自立支援員による相談支援 児童扶養手当の支給（再掲）
教育・保育の優先利用調整の推進 など

5-5 安全・安心な子育て環境の整備

子どもを犯罪や交通事故、受動喫煙による健康被害等から守り、安全で健全に地域の中で成長できるよう、地域ぐるみで安全・安心な子育て環境を整備します。

<重点的な取組>

子育てバリアフリーの推進 都市公園の整備 こどもを守る地域ぐるみの取組の推進
「こども110番」運動の推進 受動喫煙対策の推進 など

成果指標		現在値（R5）	目標値（R11）
堺市は子育てしやすい都市だと思うと答えた方の割合		56.6%	70.0%
設定理由	子育てしやすい環境整備を進めることで、育児と仕事などの両立や負担感等の解消が進み、子育てしやすい都市であると思っただけ。このことが、堺市での居住動機や出産や子育てへの安心の向上につながる。		

第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

1 提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、利用実態に応じて、次のとおり提供区域を設定します。

事業名		提供区域
教育・保育	1号認定（満3歳以上で、家庭以外での教育を希望する場合）	1区域 （全市）
	2号認定（満3歳以上で、家庭以外での保育を必要とする場合）	7区域 （区ごと）
	3号認定（満3歳未満で、家庭以外での保育を必要とする場合）	
地域子ども・子育て支援事業	（1）利用者支援事業	1区域 （全市）
	（2）延長保育事業	
	（3）実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	（4）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費））	
	（5）放課後児童対策等事業	
	（6）子育て短期支援事業	
	（7）乳児家庭全戸訪問事業	
	（8）養育支援訪問事業（子育てアドバイザー派遣事業）	
	（9）地域子育て支援拠点事業	
	（10）一時預かり事業	
	（11）病児保育事業	
	（12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	（13）妊婦健康診査	
	（14）親子関係形成支援事業	
	（15）子育て世帯訪問支援事業	
	（16）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	（17）産後ケア事業	

2 教育・保育

(1) 教育・保育の利用に係る認定区分

子ども・子育て支援新制度で、認定こども園、幼稚園、保育所等で教育・保育を利用するに当たって、次の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となるこども
1 号	満 3 歳以上で、2 号認定以外の場合
2 号	満 3 歳以上で、保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合
3 号	満 3 歳未満で、保護者の就労や病気等により保育を必要とする場合

(2) 教育・保育に関する施設・事業

①教育・保育施設

認定こども園【主に 0～5 歳】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 つの類型があります。また、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援も実施します。

幼稚園【主に 3～5 歳】

幼児の心身の発達のため、満 3～5 歳児を対象に、幼児教育を提供する施設です。なお、教育時間の前後に保育を行う預かり保育事業を実施している施設もあります。

保育所【0～5 歳】

0～5 歳児を対象に、就労や病気等のために家庭で保育ができない保護者に代わってこどもの心身を発達させることを目的としている施設です。

②地域型保育事業（主に 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児）

小規模保育事業

6～19 人までの比較的小規模な、きめ細かな保育を提供する事業です。

なお、本市では、国家戦略特区を活用し、5 歳児までの受入れを可能とする特区小規模保育事業を実施している施設もあります。

家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気のもと、5 人以下の乳幼児を対象にきめ細かな保育を提供する事業です。

居宅訪問型保育事業

乳幼児の住み慣れた居宅で、1 対 1 を基本とするきめ細かな保育を提供する事業です。

※障害や慢性疾患等により個別のケアが必要となる場合等への対応が主な対象です。

事業所内保育事業

事業所の施設内スペース等で、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として保育を提供する事業です。従業員のこどもに加え、「地域における保育を必要とするこども」を受け入れる施設が対象となります。

③特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象としている「教育・保育施設」です。

④特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給対象としている事業者が行う「地域型保育事業」です。

（３）教育・保育の提供体制の確保方策に関する基本的な考え方

教育・保育の提供体制の確保に当たっては、既存教育・保育施設等の定員枠の拡大により、利用者が適切な保育サービスを受けられるよう、情報提供や相談対応の充実を図ります。

（４）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性を勘案しつつ、認定こども園や保育所・幼稚園など、施設の協力も得ながら、施設による法定代理受領や保護者への償還払いにより実施します。

引き続き、施設や保護者の事務負担の軽減や利便性の向上に努めながら、円滑な給付の実施を確保します。

（５）乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

令和８年４月からの乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）については、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、認定こども園や保育所・幼稚園などの施設の協力も得ながら、当該給付を実施します。

(6) 教育・保育の利用に係る各認定区分の量の見込みと提供体制の確保方策

1 号認定こども

1 号認定こどもの量の見込みは、満 3 歳以上の保育を必要としないこどものうち、認定こども園や幼稚園での教育を希望し、利用申込を行うこどもの見込み数の合計です。

特定教育・保育施設の 1 号認定部分や、確認を受けない幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行せず、私学助成を受けて運営を行う幼稚園）で受入れます。

令和 6（2024）年度 利用児童数【市内のこども】	
1 号認定相当のこども	6,473 人

(単位：人)

			令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み			5,999	5,560	5,153	4,776	4,426
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	5,882	6,670	6,670	6,670	6,670
		市内のこども 市外施設利用	113	113	113	113	113
		(市外のこども)	(371)	(420)	(420)	(420)	(420)
	確認を 受けない 幼稚園	市内のこども	4,719	3,259	3,259	3,259	3,259
		市内のこども 市外施設利用	131	131	131	131	131
		(市外のこども)	(212)	(147)	(147)	(147)	(147)
	合計		10,845	10,173	10,173	10,173	10,173

量の見込みの 考え方

令和 6（2024）年 4 月 1 日時点の実績を基礎とし、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの対前年度の平均減少率を乗じて算出。

2号・3号認定こども

2号・3号認定こどもの量の見込みは、当該年度4月1日時点の保育を必要とし、認定こども園や保育所等の利用申込を行うこどもの見込み数の合計です。

確保方策は、当該年度4月1日時点の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業（※）で受入れることができるこどもの人数の合計です。

当該年度4月1日に向けた必要整備量は、量の見込みに対して確保方策が不足する場合、前年度中に整備が必要な受入枠の量です。

※企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的とした事業。

① 堺区

令和 6（2024）年度 利用児童数【市内のこども】		
3号認定相当のこども	0歳	202人
	1歳	568人
	2歳	638人
2号認定相当のこども	3～5歳	1,728人

（単位：人）

			令和7年度 (2025)				令和8年度 (2026)			
			3号		2号		3号		2号	
			0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
量の見込み (a)			228	616	644	1,724	222	627	621	1,717
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	250	415	488	1,691	250	415	488	1,691
		市内のこども 市外施設利用	1	1	2	6	1	1	2	6
		(市外のこども)	(0)	(3)	(4)	(3)	(0)	(3)	(4)	(3)
		特定地域型保育事業	71	111	137	72	76	115	142	72
	幼稚園＋預かり利用				0	9			0	9
	企業主導型保育事業		9	10	10	3	9	10	10	3
	合計 (b)		331	537	637	1,781	336	541	642	1,781
	当年度4月1日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	79	7	0	0	86	0

（単位：人）

			令和9年度 (2027)				令和10年度 (2028)				令和11年度 (2029)			
			3号			2号	3号			2号	3号			2号
			0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
量の見込み (a)			218	615	617	1,652	214	605	605	1,601	211	594	595	1,561
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	250	415	488	1,691	250	415	488	1,691	250	415	488	1,691
		市内のこども 市外施設利用	1	1	2	6	1	1	2	6	1	1	2	6
		(市外のこども)	(0)	(3)	(4)	(3)	(0)	(3)	(4)	(3)	(0)	(3)	(4)	(3)
	特定地域型保育事業		76	115	142	72	76	115	142	72	76	115	142	72
	幼稚園＋預かり利用				0	9			0	9			0	9
	企業主導型保育事業		9	10	10	3	9	10	10	3	9	10	10	3
	合計 (b)		336	541	642	1,781	336	541	642	1,781	336	541	642	1,781
当年度4月1日向けた 必要整備量 (a-b)			0	74	0	0	0	64	0	0	0	53	0	0

量の見込みの
考え方

令和 6（2024）年度実績を基礎とした就学前（0～5 歳）人口に対する利用申込の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口に乗じて算出。

② 中区

令和 6（2024）年度 利用児童数【市内のこども】		
3号認定相当のこども	0歳	159人
	1歳	493人
	2歳	552人
2号認定相当のこども	3～5歳	1,684人

(単位：人)

			令和 7 年度 (2025)				令和 8 年度 (2026)			
			3 号		2 号		3 号		2 号	
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
量の見込み (a)			179	547	557	1,724	177	572	541	1,739
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	207	452	519	1,836	207	452	519	1,836
		市内のこども 市外施設利用	0	2	0	2	0	2	0	2
		(市外のこども)	(2)	(1)	(8)	(12)	(2)	(1)	(8)	(12)
	特定地域型保育事業		20	38	40	0	20	38	40	0
	幼稚園＋預かり利用				0	23			0	23
	企業主導型保育事業		22	22	23	39	22	22	23	39
	合計 (b)		249	514	582	1,900	249	514	582	1,900
当年度 4 月 1 日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	33	0	0	0	58	0	0

(単位：人)

			令和 9 年度 (2027)				令和 10 年度 (2028)				令和 11 年度 (2029)			
			3 号			2 号	3 号			2 号	3 号			2 号
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
量の見込み (a)			174	561	538	1,674	171	551	527	1,623	169	541	518	1,582
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	207	452	519	1,836	207	452	519	1,836	207	452	519	1,836
		市内のこども 市外施設利用	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
		(市外のこども)	(2)	(1)	(8)	(12)	(2)	(1)	(8)	(12)	(2)	(1)	(8)	(12)
		特定地域型保育事業	20	38	40	0	20	38	40	0	20	38	40	0
	幼稚園＋預かり利用				0	23			0	23			0	23
	企業主導型保育事業		22	22	23	39	22	22	23	39	22	22	23	39
	合計 (b)		249	514	582	1,900	249	514	582	1,900	249	514	582	1,900
	当年度 4 月 1 日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	47	0	0	0	37	0	0	0	27	0

量の見込みの
考え方

令和 6（2024）年度実績を基礎とした就学前（0～5 歳）人口に対する利用申込の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口に乗じて算出。

③東区

令和 6（2024）年度 利用児童数【市内のこども】		
3号認定相当のこども	0歳	125人
	1歳	339人
	2歳	358人
2号認定相当のこども	3～5歳	1,085人

（単位：人）

			令和7年度 (2025)				令和8年度 (2026)			
			3号			2号	3号			2号
			0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
量の見込み (a)			147	373	359	1,104	145	376	340	1,083
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	153	286	340	1,105	153	286	340	1,105
		市内のこども 市外施設利用	0	1	1	3	0	1	1	3
		(市外のこども)	(0)	(1)	(4)	(9)	(0)	(1)	(4)	(9)
		特定地域型保育事業	16	35	42	0	16	35	42	0
	幼稚園＋預かり利用				0	37			0	37
	企業主導型保育事業		10	10	10	3	10	10	10	3
	合計 (b)		179	332	393	1,148	179	332	393	1,148
	当年度4月1日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	41	0	0	0	44	0

（単位：人）

			令和9年度 (2027)				令和10年度 (2028)				令和11年度 (2029)			
			3号			2号	3号			2号	3号			2号
			0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
量の見込み (a)			142	369	338	1,042	140	363	332	1,010	138	356	326	985
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	153	286	340	1,105	153	286	340	1,105	153	286	340	1,105
		市内のこども 市外施設利用	0	1	1	3	0	1	1	3	0	1	1	3
		(市外のこども)	(0)	(1)	(4)	(9)	(0)	(1)	(4)	(9)	(0)	(1)	(4)	(9)
		特定地域型保育事業	16	35	42	0	16	35	42	0	16	35	42	0
	幼稚園＋預かり利用				0	37			0	37			0	37
	企業主導型保育事業		10	10	10	3	10	10	10	3	10	10	10	3
	合計 (b)		179	332	393	1,148	179	332	393	1,148	179	332	393	1,148
当年度4月1日向けの 必要整備量 (a-b)			0	37	0	0	0	31	0	0	0	24	0	0

量の見込みの 考え方

令和 6（2024）年度実績を基礎とした就学前（0～5 歳）人口に対する利用申込の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口に乗じて算出。

④西区

令和 6（2024）年度 利用児童数【市内のこども】		
3号認定相当のこども	0歳	164人
	1歳	494人
	2歳	586人
2号認定相当のこども	3～5歳	1,748人

（単位：人）

			令和 7 年度 (2025)				令和 8 年度 (2026)			
			3 号			2 号	3 号			2 号
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5歳
量の見込み (a)			185	547	610	1,801	177	563	603	1,831
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	236	415	505	1,735	237	419	510	1,795
		市内のこども 市外施設利用	0	3	1	31	0	3	1	31
		(市外のこども)	(2)	(8)	(10)	(22)	(2)	(8)	(10)	(22)
	特定地域型保育事業		42	66	79	38	42	66	79	38
	幼稚園＋預かり利用				0	16			0	16
	企業主導型保育事業		8	11	11	15	8	11	11	15
	合計 (b)		286	495	596	1,835	287	499	601	1,895
	当年度 4 月 1 日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	52	14	0	0	64	2

（単位：人）

			令和 9 年度 (2027)				令和 10 年度 (2028)				令和 11 年度 (2029)			
			3 号			2 号	3 号			2 号	3 号			2 号
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
量の見込み (a)			174	552	599	1,761	171	542	588	1,707	168	533	577	1,663
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	237	419	510	1,795	237	419	510	1,795	237	419	510	1,795
		市内のこども 市外施設利用	0	3	1	31	0	3	1	31	0	3	1	31
		(市外のこども)	(2)	(8)	(10)	(22)	(2)	(8)	(10)	(22)	(2)	(8)	(10)	(22)
	特定地域型保育事業		42	66	79	38	42	66	79	38	42	66	79	38
	幼稚園＋預かり利用				0	16			0	16			0	16
	企業主導型保育事業		8	11	11	15	8	11	11	15	8	11	11	15
	合計 (b)		287	499	601	1,895	287	499	601	1,895	287	499	601	1,895
当年度 4 月 1 日向けの 必要整備量 (a-b)			0	53	0	0	0	43	0	0	0	34	0	0

量の見込みの
考え方

令和 6（2024）年度実績を基礎とした就学前（0～5 歳）人口に対する利用申込の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口に乗じて算出。

⑤南区

令和 6（2024）年度 利用児童数【市内のこども】		
3号認定相当のこども	0歳	126人
	1歳	401人
	2歳	507人
2号認定相当のこども	3～5歳	1,585人

（単位：人）

			令和 7 年度 (2025)				令和 8 年度 (2026)			
			3 号			2 号	3 号			2 号
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
量の見込み (a)			140	419	511	1,578	132	433	503	1,554
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	168	409	515	1,868	169	413	520	1,898
		市内のこども 市外施設利用	0	1	2	10	0	1	2	10
		(市外のこども)	(3)	(19)	(31)	(104)	(3)	(19)	(31)	(104)
		特定地域型保育事業	6	14	18	0	6	14	18	0
	幼稚園＋預かり利用				0	21			0	21
	企業主導型保育事業		3	4	4	3	3	4	4	3
	合計 (b)		177	428	539	1,902	178	432	544	1,932
	当年度 4 月 1 日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	0	0	0	0	1	0

（単位：人）

			令和 9 年度 (2027)				令和 10 年度 (2028)				令和 11 年度 (2029)			
			3 号			2 号	3 号			2 号	3 号			2 号
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
量の見込み (a)			130	424	499	1,496	128	417	490	1,448	126	409	481	1,411
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	169	413	520	1,898	169	413	520	1,898	169	413	520	1,898
		市内のこども 市外施設利用	0	1	2	10	0	1	2	10	0	1	2	10
		(市外のこども)	(3)	(19)	(31)	(104)	(3)	(19)	(31)	(104)	(3)	(19)	(31)	(104)
		特定地域型保育事業	6	14	18	0	6	14	18	0	6	14	18	0
	幼稚園＋預かり利用				0	21			0	21			0	21
	企業主導型保育事業		3	4	4	3	3	4	4	3	3	4	4	3
	合計 (b)		178	432	544	1,932	178	432	544	1,932	178	432	544	1,932
当年度 4 月 1 日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

量の見込みの
考え方

令和 6（2024）年度実績を基礎とした就学前（0～5 歳）人口に対する利用申込の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口に乗じて算出。

⑥北区

令和 6（2024）年度 利用児童数【市内のこども】		
3号認定相当のこども	0歳	301人
	1歳	870人
	2歳	942人
2号認定相当のこども	3～5歳	2,542人

（単位：人）

			令和 7 年度 (2025)				令和 8 年度 (2026)			
			3 号		2 号		3 号		2 号	
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5歳
量の見込み (a)			366	963	987	2,593	368	1,013	990	2,631
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	384	672	770	2,619	386	680	780	2,679
		市内のこども 市外施設利用	0	5	5	8	0	5	5	8
		(市外のこども)	(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(3)
		特定地域型保育事業	74	136	161	34	74	136	161	34
	幼稚園＋預かり利用				0	14			0	14
	企業主導型保育事業		1	2	2	0	1	2	2	0
	合計 (b)		459	815	938	2,675	461	823	948	2,735
	当年度 4 月 1 日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	148	49	0	0	190	42

（単位：人）

			令和 9 年度 (2027)				令和 10 年度 (2028)				令和 11 年度 (2029)			
			3 号		2 号		3 号		2 号		3 号		2 号	
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
量の見込み (a)			362	993	984	2,531	356	976	965	2,455	351	959	948	2,391
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	386	680	780	2,679	386	680	780	2,679	386	680	780	2,679
		市内のこども 市外施設利用	0	5	5	8	0	5	5	8	0	5	5	8
		(市外のこども)	(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(2)	(3)
		特定地域型保育事業	74	136	161	34	74	136	161	34	74	136	161	34
	幼稚園＋預かり利用				0	14			0	14			0	14
	企業主導型保育事業		1	2	2	0	1	2	2	0	1	2	2	0
	合計 (b)		461	823	948	2,735	461	823	948	2,735	461	823	948	2,735
	当年度 4 月 1 日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	170	36	0	0	153	17	0	0	136	0

量の見込みの
考え方

令和 6（2024）年度実績を基礎とした就学前（0～5 歳）人口に対する利用申込の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口に乗じて算出。

⑦美原区

令和 6（2024）年度 利用児童数【市内のこども】		
3号認定相当のこども	0歳	56人
	1歳	113人
	2歳	148人
2号認定相当のこども	3～5歳	430人

（単位：人）

			令和7年度 (2025)				令和8年度 (2026)			
			3号			2号	3号			2号
			0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
量の見込み (a)			62	116	150	447	60	121	147	455
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	65	100	123	459	65	100	123	459
		市内のこども 市外施設利用	0	0	0	1	0	0	0	1
		(市外のこども)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)
		特定地域型保育事業	8	11	13	0	8	11	13	0
	幼稚園＋預かり利用			0	6			0	6	
	企業主導型保育事業	4	4	4	0	4	4	4	0	
	合計 (b)	77	115	140	466	77	115	140	466	
	当年度4月1日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	1	10	0	0	6	7

（単位：人）

			令和9年度 (2027)				令和10年度 (2028)				令和11年度 (2029)			
			3号			2号	3号			2号	3号			2号
			0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳
量の見込み (a)			59	118	146	437	58	116	143	425	57	114	141	412
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	65	100	123	459	65	100	123	459	65	100	123	459
		市内のこども 市外施設利用	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
		(市外のこども)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)
		特定地域型保育事業	8	11	13	0	8	11	13	0	8	11	13	0
	幼稚園＋預かり利用			0	6			0	6			0	6	
	企業主導型保育事業	4	4	4	0	4	4	4	0	4	4	4	0	
	合計 (b)	77	115	140	466	77	115	140	466	77	115	140	466	
	当年度4月1日に向けた 必要整備量 (a-b)			0	3	6	0	0	1	3	0	0	0	1

量の見込みの
考え方

令和 6（2024）年度実績を基礎とした就学前（0～5 歳）人口に対する利用申込の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口に乗じて算出。

⑧全市（各区における数値の積上げ）

令和 6 年度 利用児童数（市内のこども）		
3 号認定相当のこども	0 歳	1,133 人
	1 歳	3,278 人
	2 歳	3,731 人
2 号認定相当のこども	3～5 歳	10,802 人

（単位：人）

			令和 7 年度 (2025)				令和 8 年度 (2026)			
			3 号		2 号		3 号		2 号	
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
量の見込み			1,307	3,581	3,818	10,971	1,281	3,705	3,745	11,010
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	1,463	2,749	3,260	11,313	1,467	2,765	3,280	11,463
		市内のこども 市外施設利用	1	13	11	61	1	13	11	61
		(市外のこども)	(8)	(34)	(59)	(154)	(8)	(34)	(59)	(154)
		特定地域型保育事業	237	411	490	144	242	415	495	144
	幼稚園＋預かり利用				0	126			0	126
	企業主導型保育事業		57	63	64	63	57	63	64	63
	合計		1,758	3,236	3,825	11,707	1,767	3,256	3,850	11,857

（単位：人）

			令和 9 年度 (2027)				令和 10 年度 (2028)				令和 11 年度 (2029)			
			3 号		2 号		3 号		2 号		3 号		2 号	
			0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
量の見込み（a）			1,259	3,632	3,721	10,593	1,238	3,570	3,650	10,269	1,220	3,506	3,586	10,005
確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内のこども	1,467	2,765	3,280	11,463	1,467	2,765	3,280	11,463	1,467	2,765	3,280	11,463
		市内のこども 市外施設利用	1	13	11	61	1	13	11	61	1	13	11	61
		(市外のこども)	(8)	(34)	(59)	(154)	(8)	(34)	(59)	(154)	(8)	(34)	(59)	(154)
		特定地域型保育事業	242	415	495	144	242	415	495	144	242	415	495	144
	幼稚園＋預かり利用				0	126			0	126			0	126
	企業主導型保育事業		57	63	64	63	57	63	64	63	57	63	64	63
	合計（b）		1,767	3,256	3,850	11,857	1,767	3,256	3,850	11,857	1,767	3,256	3,850	11,857

量の見込みの
考え方

令和 6（2024）年度実績を基礎とした就学前（0～5 歳）人口に対する利用申込の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口に乗じて算出。

【既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の特例について】

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、供給が需要を上回る場合においても、需給調整の特例により認可・認定を行うことが可能です。

1 号認定こども

	1 号
認定こども園特例枠	2,172 人

2 号・3 号認定こども

	3 号			2 号
	0 歳	1 歳	2 歳	3-5 歳
認定こども園特例枠	18 人	15 人	62 人	529 人

3 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に従って、「地域子ども・子育て支援事業」を行うことと規定されています。本市では 48 ページ～56 ページに掲載する事業を実施します。

(1) 利用者支援事業

待機児童数ゼロの維持や育児不安・負担の軽減のため、こどもや保護者が多様な教育・保育や子育て支援事業の中から個々のニーズに応じたメニューを確実かつ円滑に利用できるよう、以下のとおり支援します。

①基本型

こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、子育て広場、一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、区役所子育て支援課の子育て支援コーディネーターが支援します。

(単位：個所数)

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7

量の見込みの 考え方

地域の教育・保育施設や子育て支援事業等の情報を集約し、提供等を行う子育て支援コーディネーターを 7 区役所の子育て支援課に配置していることによる。

②特定型

待機児童数ゼロの維持等を図るため、必要に応じて専任職員を配置し、認定こども園や保育所などの利用に向けて支援します。

(単位：個所数)

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

量の見込みの 考え方

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用調整などに関する専任職員を 5 区役所の子育て支援課に配置していることによる。

③こども家庭センター型

保健センターと子育て支援課が連携・協働し、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援や、虐待への予防的な対応、個々の家庭に応じた包括的な支援などを切れめなく実施します。

(単位：個所数)

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7

量の見込みの 考え方

7 区役所の保健福祉総合センターに、母子保健法及び児童福祉法上のこども家庭センター機能を位置づけていることによる。

(2) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、基本保育時間を延長して保育を実施します。

保育時間は、標準時間認定（11 時間）と短時間認定（8 時間）の 2 区分あり、区分を超えた保育については延長保育として取扱うことが国から示されています。どの区分においても、必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を確保します。

（単位：延べ利用人数）

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	6,450	6,260	6,090	5,940	5,810
確保方策	6,450	6,260	6,090	5,940	5,810

量の見込みの考え方

令和 5（2023）年度実績を基礎とし、令和 7 年（2025）年度から令和 11（2029）年度までの推計人口（0～5 歳）の減少率を乗じて算出。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護受給世帯等を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を給付します。

（単位：給付人数）

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	980	932	878	828	783
確保方策	980	932	878	828	783

量の見込みの考え方

令和 5（2023）年度実績を基礎とし、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度までの「1 号認定こども及び 2・3 号認定こどもの量の見込み」の増減率を乗じて算出。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（民間認定こども園・保育所運営補助事業（障害児保育対策費））

障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこども（1 号認定こども）を認定こども園で受け入れるため、職員の加配を促進します。

（単位：延べ人数）

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	737	733	729	725	721
確保方策	737	733	729	725	721

量の見込みの考え方

令和 5（2023）年度実績を基礎とし、直近 2 年間の増加率を踏まえ令和 7（2025）年度の量の見込みを算出。令和 8（2026）年度以降の量の見込みは、令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までの「1 号認定こども」の対前年度の平均減少率を乗じて算出。

(5) 放課後児童対策等事業

保護者が仕事で昼間家庭にいない児童等を対象に、放課後等に小学校の共用教室等を活用して、のびのびルーム・堺っ子くらぶ・放課後ルームを開設し、保護者への子育てと仕事の両立支援や、遊び等を通して児童の健全育成を図ります。利用する児童がより快適に過ごせるよう、活動場所の確保や環境整備に努めます。

(単位：利用人数)

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の 見込み	1 年生	3,637	3,522	3,407	3,290	3,176
	2 年生	3,261	3,158	3,055	2,950	2,848
	3 年生	2,458	2,380	2,302	2,223	2,146
	4 年生	1,497	1,449	1,402	1,354	1,307
	5 年生	722	699	676	653	631
	6 年生	335	324	314	303	292
	小計	11,910	11,532	11,156	10,773	10,400
確保方策		11,910	11,532	11,156	10,773	10,400

量の見込みの 考え方

市民ニーズ調査結果を基礎とし、国算出方法で算出。

(6) 子育て短期支援事業

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、児童養護施設等で養育及び保護することで、安心して子育てができる環境を整備します。

本市では市内の児童養護施設 4 か所と母子生活支援施設 1 か所、乳児院 1 か所及び市外の乳児院 1 か所で実施しており、宿泊を伴う「短期入所生活援助事業」と、平日の夕方から夜間にかけて預かる夜間養護や休日預かりを実施する「夜間養護等事業」があります。

(単位：延べ利用人数)

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の 見込み	短期入所生活援助事業	710	720	730	740	750
	夜間養護等事業	690	690	695	695	695
確保 方策	短期入所生活援助事業	710	720	730	740	750
	夜間養護等事業	690	690	695	695	695

量の見込みの 考え方

令和 5 (2023) 年度の実績を基礎として、市内乳児院開設による利用枠の拡充を勘案して算出。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を実施します。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげます。

低出生体重児・多胎児などの家庭や新生児訪問指導を希望された家庭へは、保健師または助産師が訪問し、その他の家庭へはこんにちは赤ちゃん訪問従事者（民間保育施設保育士等）が訪問します。

（単位：訪問件数）

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	4,976	4,879	4,796	4,711	4,643
確保方策	4,976	4,879	4,796	4,711	4,643

量の見込みの 考え方

令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口（0 歳）より算出。

(8) 養育支援訪問事業（子育てアドバイザー派遣事業）

子育てに関する不安や養育上の問題を抱える家庭等に対して、実施機関である各区役所子育て支援課で着実にコーディネートした上で、市が実施する研修を修了した子育てアドバイザー（市民ボランティア）を派遣し、育児相談、支援等を実施します。

（単位：実家庭数）

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	25	25	25	25	25
確保方策	25	25	25	25	25

量の見込みの 考え方

令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度の就学前（0～5 歳）人口に対する各年度子育てアドバイザー家庭派遣実績数（実家庭数）の割合の平均を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口（0～5 歳）に乗じた値に、事業の認知度向上による効果を考慮して算出。

(9) 地域子育て支援拠点事業

①みんなの子育てひろば事業

就学前の児童とその保護者が気軽に集い、交流できる場を提供し、子育て相談や子育て関連情報の提供等を実施する地域子育て支援拠点の運営に係る経費を一部補助します。子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集うひろばを設置し、地域で安心して子育てができる環境を整備します。

(単位：延べ利用人数)

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	55,275	53,667	52,243	50,956	49,860
確保方策	55,275 (36 か所)	53,667 (36 か所)	52,243 (36 か所)	50,956 (36 か所)	49,860 (36 か所)

量の見込みの 考え方

全市の就学前（0～5 歳）人口に対する令和 5（2023）年度の利用者数の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口（0～5 歳）に乗じて算出。

②地域子育て支援事業

地域の子育て支援拠点として、各区役所子育て支援課で、育児不安解消を図るための子育て家庭及び子育てサークル等への支援、地域の子育てに関する情報提供を実施します。また、市民ボランティア等の育成や子育て支援関係団体との地域ネットワークの強化に取り組みます。

中区・東区・西区・南区・北区役所及び美原区役所別館内では、就学前の児童とその保護者が気軽に集い、交流できる場として、子育てひろばを開設しています。なお、堺区では近接するさかいっこひろばと連携を図ります。

(単位：延べ利用人数)

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	27,599	26,796	26,086	25,443	24,896
確保方策	27,599 (6 か所)	26,796 (6 か所)	26,086 (6 か所)	25,443 (6 か所)	24,896 (6 か所)

量の見込みの 考え方

全市の就学前（0～5 歳）人口に対する令和 5（2023）年度の利用者数の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口（0～5 歳）に乗じて算出。

③さかいっこひろば運営事業

こどもとその保護者が集い・憩い・交流し、学べる場や機会を提供し、子育てに関する相談に応じることで、保護者の子育てへの不安感や負担感を軽減します。親育ち・子育ての支援、地域の子育て力向上等を図り、地域で安心して子育てができる環境を整備します。

(単位：延べ利用人数)

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	35,502	34,470	33,556	32,729	32,025
確保方策	35,502 (1 か所)	34,470 (1 か所)	33,556 (1 か所)	32,729 (1 か所)	32,025 (1 か所)

量の見込みの 考え方

全市の就学前（0～5 歳）人口に対する令和 5（2023）年度の利用者数の割合を令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の推計人口（0～5 歳）に乗じて算出。

(10) 一時預かり事業

① 民間認定こども園等一時預かり事業（民間認定こども園等）・堺市一時預かり事業（公立認定こども園）

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ、冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、認定こども園や保育所で保育を実施します。

（単位：延べ利用人数）

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	12,860	12,450	11,980	11,610	11,300
確保方策	12,860	12,450	11,980	11,610	11,300

量の見込みの 考え方

令和 5（2023）年度実績を基礎とし、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの推計人口（0～5 歳）の減少率を乗じて算出。

② 幼稚園型一時預かり事業

認定こども園及び私立幼稚園において教育時間の前後の時間帯及び休業日に在園児の保育を実施します（幼稚園型Ⅰ）。

（単位：延べ利用人数）

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	160,000	169,000	162,000	157,000	153,000
確保方策	160,000	169,000	162,000	157,000	153,000

量の見込みの 考え方

令和 5（2023）年度実績を基礎とし、今後の対象施設増加による利用者の増加見込みを踏まえた上で、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの推計人口（3～5 歳）の減少率を乗じて算出。

③ 市立幼稚園預かり保育事業

市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後等に、在園児の内、希望する者を対象に預かり保育を実施します。

（単位：延べ利用人数）

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	8,400	7,800	7,100	6,700	6,100
確保方策	8,400	7,800	7,100	6,700	6,100

量の見込みの 考え方

令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の 1 号認定相当のこどもの推計人口に市立幼稚園への就園率、預かり保育利用率、年間開室日数を乗じて算出。

(11) 病児保育事業

児童が病気やケガの際に、集団保育等ができず、保護者が就労等により家庭での養育が困難な場合、病気等の児童を一時的に保育します。

専用の施設で保育する「施設型」と、サポート会員が児童の自宅等へ出向き、保育する「訪問型」の2種類があります。

(単位：延べ利用人数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	2,285	2,220	2,161	2,098	2,038
確保方策	2,285	2,220	2,161	2,098	2,038

量の見込みの 考え方

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の推計人口(0～12歳)に、過去10年間(平成26(2014)年度から令和5(2023)年度)で最も高かった年度の年齢別人口(0～12歳)に対する病児保育事業利用人数の割合を乗じて算出。

(12) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての応援をしたい方(提供会員)と応援を受けたい方(依頼会員)からなる相互援助活動を行う会員組織を運営します。会員登録を希望する市民が、ファミリー・サポート・センター事務局が実施する研修を修了すると会員登録され、相互援助活動を実施します。同センター事務局は、依頼会員からの依頼内容に応じることができる提供会員を調整して双方に紹介し、双方合意の上、活動が開始されます。

(単位：活動件数)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	就学前	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335
	1～3年生	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
	4～6年生	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822
確保方策	就学前	5,335	5,335	5,335	5,335	5,335
	1～3年生	4,412	4,412	4,412	4,412	4,412
	4～6年生	1,822	1,822	1,822	1,822	1,822

量の見込みの 考え方

活動件数実績を基に算出。

(13) 妊婦健康診査

母体と胎児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊娠中に受ける健康診査14回分について公費負担を実施し、より安心して健やかな妊娠出産を支援します。

(単位：人数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	4,976	4,879	4,796	4,711	4,643
確保方策	4,976	4,879	4,796	4,711	4,643

量の見込みの 考え方

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の推計人口(0歳)より算出。

(14) 親子関係形成支援事業

前向き子育てプログラム ポジティブ・ディシプリン®

子育て中の方が集まり、子どもと過ごす日常を見直しながら、子どもとより良い関係を築くために開発されたプログラム「ポジティブ・ディシプリン®」を南区を中心に実施します。子どものこころや体を傷つける懲罰的な子育てから少しずつ距離を置き、子どもの健やかな発達と学びを促すような子育て支援プログラムを通じ、児童虐待の1次予防を図ります。また、子どもの権利を尊重し、体罰禁止を啓発します。

(単位：参加人数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	32	32	32	32	32
確保方策	32	32	32	32	32

量の見込みの 考え方

令和5(2023)年度からのプログラム開催実績に基づき、令和7(2025)年度以降のプログラム実施予定回数(年2回)を考慮して算出。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

① 育児支援ヘルパー派遣事業

妊娠中の方または乳児を養育する方が体調不良や育児不安等で、家事や育児が困難であるにもかかわらず、他に手伝ってくれる方がいないなど、支援を必要としている家庭に対し、市の委託契約事業者からヘルパーを派遣することで、家事、育児等の子育て支援を実施します。

(単位：実家庭数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	178	178	178	178	177
確保方策	178	178	178	178	177

量の見込みの 考え方

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度の出生数(0歳)に対する各年度育児支援ヘルパー派遣実績数(実家庭数)の割合を令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の推計人口(0歳)に乗じた値に、事業の認知度向上による効果を考慮して算出。

② 堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業

家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども(以下「ヤングケアラー」という。)がいる世帯に対し、家庭からの申請に基づき派遣決定を行い、市の委託契約事業者から訪問支援員を派遣することで、ヤングケアラーの負担を軽減します。

(単位：実家庭数)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	21	20	20	19	19
確保方策	21	20	20	19	19

量の見込みの 考え方

国調査におけるヤングケアラーの推計家庭数のうち当事業の活用が見込まれる割合を令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の推計人口(0~17歳)に乗じて算出。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育施設等を利用できる事業を実施します。

（単位：利用人数）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	4,378	4,278	4,210	4,137	4,071
確保方策	4,378	4,378	4,378	4,378	4,378

量の見込みの 考え方

令和7（2025）年度の推計人口に、令和6（2024）年4月の未就園率を乗じて算出された令和7（2025）年度の未就園児数に、計画策定に伴う市民ニーズ調査で利用の意向を示した割合を乗じて算出。

※本制度については、令和7（2025）年度のみ、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている。

(17) 産後ケア事業

出産後の心身ともに不安定な時期にあって、支援が必要な母子を対象に、心身のケア及び育児のサポートを行うことにより、安心して子育てができるよう支援します。

（単位：利用人数）

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	6,546	6,418	6,309	6,197	6,108
確保方策	6,546	6,418	6,309	6,197	6,108

量の見込みの 考え方

令和5（2023）年度実績を基礎とし、令和6（2024）年度からの利用者負担の軽減と訪問型産後ケアの開始を考慮し、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の推計人口（0歳）より算出。

(18) その他

令和4（2022）年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業のうち、下記の事業については、本市の地域資源の状況等を踏まえ、計画期間中に実施を検討します。

●地域子育て相談機関

妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関。

●児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い児童や不登校の児童等（主に学齢期）を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えることに加え、児童や保護者への相談等を行う事業。

第6章 計画の推進体制等

1 庁内連携

多岐にわたる行政分野が関連するため、関係部局で構成される「堺市子ども・子育て支援推進庁内委員会」を中心として、関係部局間の連携を図りながら取組を推進します。

2 市民・事業者・関係機関等との連携

子ども・子育て支援は、行政だけでなく、社会全体での取組として推進することが大切です。子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する事業の従事者、地域活動団体、有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」において、施策の推進に必要な事項を審議すると同時に、市民・事業者・関係機関等と連携しながら取組を推進します。

3 こども・若者の市政参画の促進

本市の附属機関である「堺市子ども・子育て会議」へのこども・若者の参画をはじめ、こども・若者の状況やニーズを的確に踏まえ、施策をより実効性のあるものにするため、こども・若者の市政参画を促進します。

4 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM

様々な定量的データや統計に加え、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表までの各段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案、評価、改善します（EBPM：Evidence Based Policy Making）。

なお、こども・若者の意見などで個人情報を取扱う場合は、こどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮します。

5 堺市子ども・子育て会議による進捗管理

本計画は、本市の附属機関である「堺市子ども・子育て会議」での審議を経て、広く市民の意見を踏まえて策定したものです。本計画の進捗管理として、「堺市子ども・子育て会議」において計画に掲げた指標・数値目標等の検証・評価、継続的な施策の点検と見直しを行います。

堺市こども計画 令和 7（2025）年 3 月

発行 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7104 FAX 072-228-7106

メール koki@city.sakai.lg.jp

＜堺市行政資料番号 1-F3-25-0024＞

堺市 こども計画